A GUIDE TO CAMPUS LIFE

THE UNIVERSITY OF TOKUSHIMA

学生生活の手引

2012

徳島大学

平成 24 年度　学年暦及び行事予定

期 日 及 び 期 間	行　　事
4 月　1 日（日）	前　期　開　始
4 月　1 日（日）～　4 月　5 日（木）	春　季　休　業
4 月　4 日（水）～　4 月 10 日（火）	新入生オリエンテーション
4 月　6 日（金）	入　　学　　式
4 月　6 日（金）	前期授業開始［新入生は 4 月 11 日（水）から開始］
8 月　1 日（水）～　8 月 31 日（金）	夏　季　休　業
9 月 30 日（日）	前　期　終　了
10 月　1 日（月）	後　期　開　始
10 月　1 日（月）	後期授業開始
11 月　2 日（金）	開 学 記 念 日
11 月　3 日（土）～ 11 月　4 日（日）	大　　学　　祭
12 月 25 日（火）～　1 月　6 日（日）	冬　季　休　業
1 月 19 日（土）～　1 月 20 日（日）	大学入試センター試験
2 月 25 日（月）～　2 月 26 日（火）	一般入試（前期日程） ［26 日は医学部医学科及び歯学部歯学科のみ］
3 月 12 日（火）	一般入試（後期日程）
3 月 22 日（金）	卒業式・大学院修了式
3 月 25 日（月）～　3 月 31 日（日）	学 年 末 休 業
3 月 31 日（日）	後　期　終　了

※ゴシックは学則（学内共通細則）によるもの

平成 24 年度カレンダー

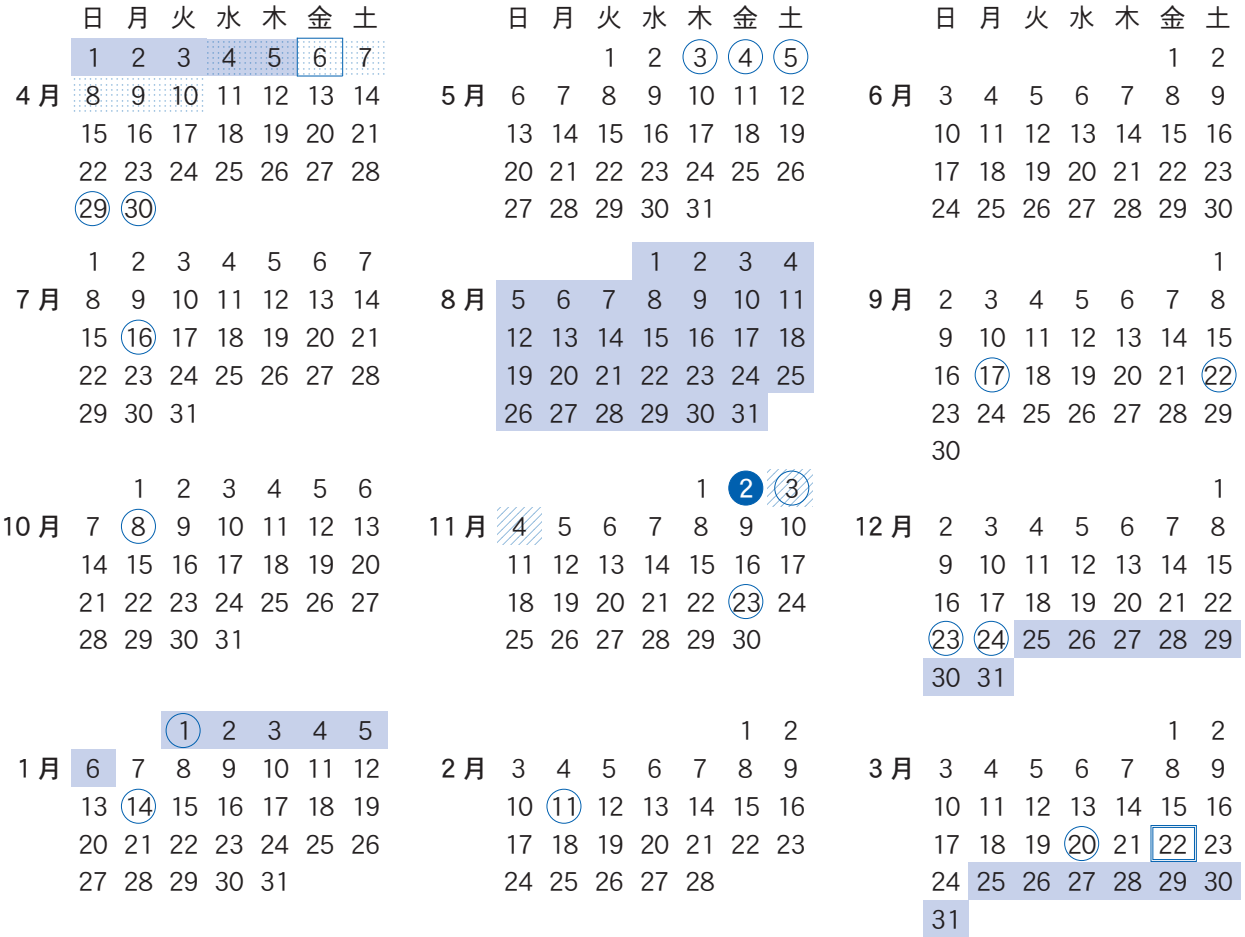

目　　次

平成 24 年度　学年暦及び行事予定

1　キャンパスマップ・窓口一覧…… 1

徳島大学への交通案内…… 2

所 在 地 一 覧…… 4

学務部等の事務配置図…… 6

学務部・研究国際部の窓口…… 8

各学部・研究科・教育部の窓口…… 9

2　学　生　生　活……11

諸 手 続 き 等……12

授業料免除・奨学金等……18

福　利　厚　生……25

健康・相談について……27

保　険　制　度……32

学生生活Ｑ＆Ａ……38

3　課　外　活　動……41

課外活動（サークル）団体……42

課 外 活 動 施 設……44

課外活動用物品の貸し出し……45

課外活動の行事……45

4　就　職　支　援……47

就 職 に 向 け て……48

5　国　際　交　流……51

短期留学制度・語学研修制度の概要……52

6　附 属 図 書 館……57

7　日常生活の安全対策……63

一般的留意事項……64

アルバイトでトラブルに遭わないために……71

薬 物 乱 用 防 止……71

盗 難 ・ 遺 失 物……72

女子学生の皆さんへ……73

ストーカー対策……74

交通事故の防止……75

連　絡　体　制……76

8　関 係 諸 規 則……77

徳 島 大 学 学 則……78

徳島大学学部共通細則……93

徳島大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規則……96

試験における学生の不正行為に対する措置要項……100

気象警報が発令された場合の授業の休講措置に関する申合せ……100

9　附　　録……101

徳 島 大 学 の 歌……102

学 生 会 館 の 歌……104

一人ひとりの地球温暖化対策

1　キャンパスマップ・窓口一覧

徳島大学への交通案内…… 2

所　在　地　一　覧…… 4

学務部等の事務配置図…… 6

学務部・研究国際部の窓口…… 8

各学部・研究科・教育部の窓口…… 9

徳島大学への交通案内

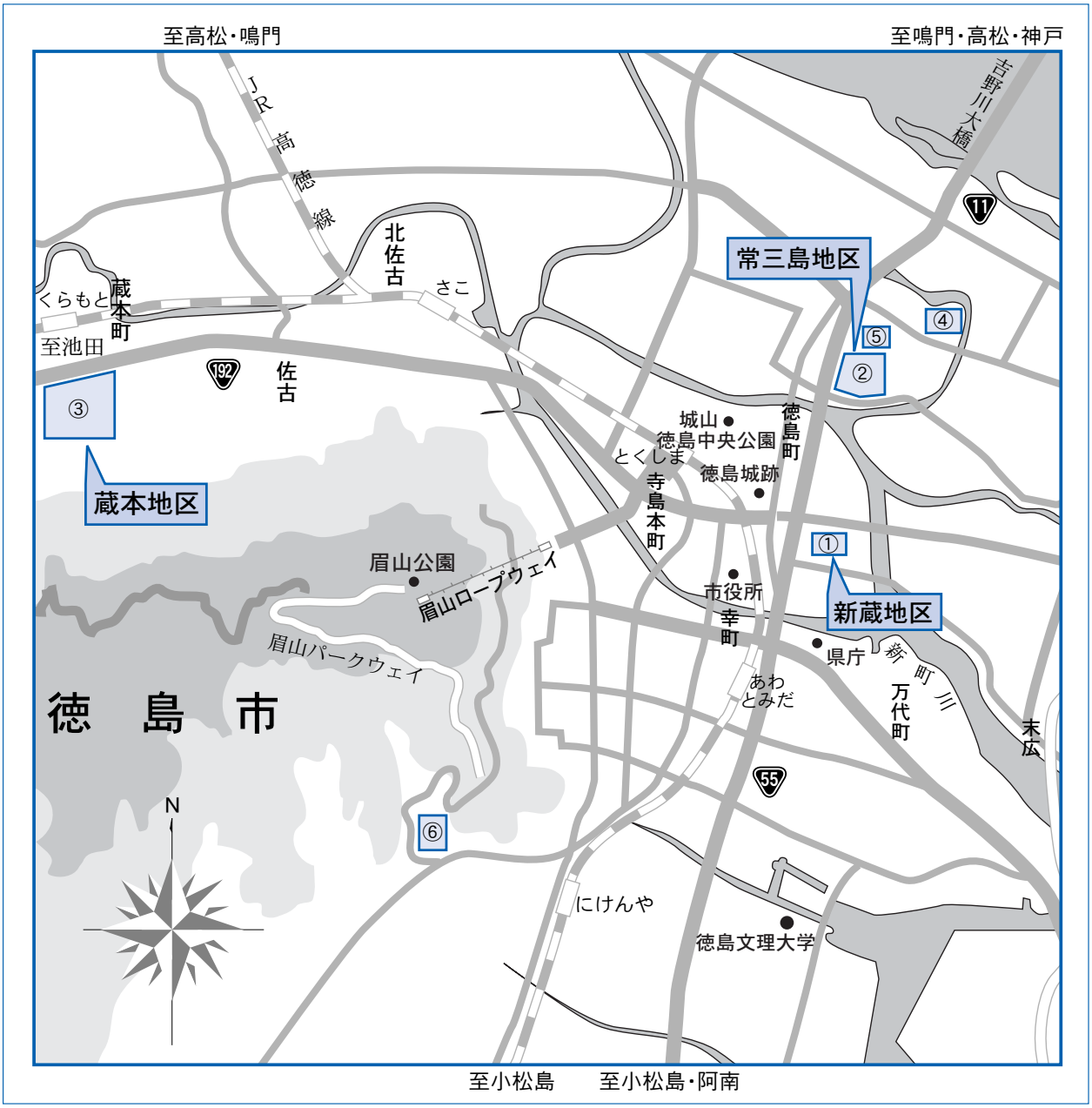

①新蔵地区
事務局・学務部（入試課）
国際センター

②常三島地区
学務部
（教育支援課・学生生活支援課）
研究国際部（国際課）
総合科学部
大学院総合科学教育部
工学部
大学院先端技術科学教育部
附属図書館
大学開放実践センター
学生支援センター
就職支援センター
情報化推進センター
全学共通教育センター
保健管理センター

③蔵本地区
医学部
大学院医科学教育部
大学院栄養生命科学教育部
大学院保健科学教育部
歯学部
大学院口腔科学教育部
薬学部
大学院薬科学教育部
病院
附属図書館蔵本分館
疾患酵素学研究センター
疾患プロテオゲノム研究センター
アイソトープ総合センター
埋蔵文化財調査室

④～⑥その他の地区
④総合運動場
⑤女子寄宿舎
（友朋寮）
⑥学生寄宿舎
（晨鐘寮・藍香寮）

◆徳島市バス乗場案内（JR 徳島駅前から）☎ 623 － 2154

学　部	のりば	系統番号	行　先	備　考
総合科学部 工　学　部	5	なし	循環バス（左回り）	「助任橋（すけとうばし）」下車 徒歩　5 分
		⑥	島田石橋	
	6	③	商業高校，市立高校， 中央卸売市場	「助　任　橋」下車 徒歩　5 分
		⑤	商業高校（旧道廻り）	「徳島大学前」下車 徒歩　2 分
	7	② ⑦	吉野川橋 富吉団地（吉野川大橋経由）	「助　任　橋」下車 徒歩　5 分
医　学　部 歯　学　部 薬　学　部	1	なし	循環バス（右回り）	「中央病院大学病院前」 下車　徒歩　3 分
		① ④ ⑲ ⑰	上鮎喰（かみあくい） 地蔵院（じぞういん），名東（みょうどう），天の原西（あまはらにし）	「医学部前」下車 徒歩　3 分

所在地一覧

名称	電話番号	所在地
新蔵地区		
事務局	(088)656－7000(代表)	〒770－8501 徳島市新蔵町2丁目24番地
国際センター	(088)656－7491	
常三島地区		
総合科学部	(088)656－7103(代表)	〒770－8502 徳島市南常三島町1丁目1番地
大学開放実践センター	(088)656－7276	
保健管理センター	(088)656－7289	
学生支援センター	(088)656－7096	
就職支援センター	(088)656－7635	
工学部	(088)656－7304(代表)	〒770－8506 徳島市南常三島町2丁目1番地
産学官連携プラザ	(088)656－7592	
情報化推進センター	(088)656－7555	
附属図書館	(088)656－9696	〒770－8507 〃
蔵本地区		
病院	(088)631－3111(代表)	〒770－8503 徳島市蔵本町2丁目50番地の1 〒770－8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
埋蔵文化財調査室	(088)633－7236	〒770－8503 徳島市蔵本町2丁目50番地の1
医学部	(088)633－9116(代表)	〒770－8503 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
疾患酵素学研究センター	(088)633－9420	
疾患プロテオゲノム研究センター		
アイソトープ総合センター	(088)633－9416	
放射性同位元素総合研究室	(088)633－7110	
歯学部	(088)633－9100(代表)	〒770－8504 〃
附属図書館蔵本分館	(088)633－7414	〒770－8508 〃
薬学部	(088)633－7245(代表)	〒770－8505 徳島市庄町1丁目78番地の1
附属医薬創製教育研究センター		

名　　称	電話番号	所　　在　　地
その他の地区		
総　合　運　動　場	(088)654 － 5381	〒770 － 0812 徳島市北常三島町 3 丁目 41
友　　朋　　寮	(088)625 － 3154	〒770 － 0813 徳島市中常三島町 2 丁目 19 番地の 5
晨　鐘　・　藍　香　寮	(088)652 － 2184	〒770 － 8064 徳島市城南町 1 丁目 12 番地の 14
薬科学教育部附属医薬創製教育研究センター(薬用植物園)	(088)642 － 1444	〒779 － 3117 徳島市国府町日開 536 番地の 3
国　際　交　流　会　館	(088)698 － 1244	〒771 － 0206 板野郡北島町高房字八丁野東 9 番地の 1
ボ　ー　ト　艇　庫		〃
碧　　水　　寮	(088)686 － 3250	〒772 － 0013 鳴門市撫養町岡崎二等道路東118番地
薬科学教育部附属医薬創製教育研究センター(臨海鳴門分室)	(088)683 － 7027	〒771 － 0361 鳴門市瀬戸町堂浦地廻り 96 番地の 14
ヨ　ッ　ト　艇　庫	―――	〒771 － 0371 鳴門市北灘町櫛木字東山 1 番地

※新蔵地区，常三島地区及び蔵本地区の電話はダイヤルイン化しております。

● **インターネット**　*http://www.tokushima-u.ac.jp/*
gakusoumu@jim.tokushima-u.ac.jp

● **携帯向けホームページ**

下記のアクセス方法でご利用ください。

・携帯で URL を直接入力　http://www.tokushima-u.ac.jp/m/

・QR コードを読み取る

(注)QR コード対応携帯のみご利用になれます。
(注)読み取り方法は、ご利用携帯の取扱説明書をご覧ください。

学務部等の事務配置図

【常三島キャンパス】

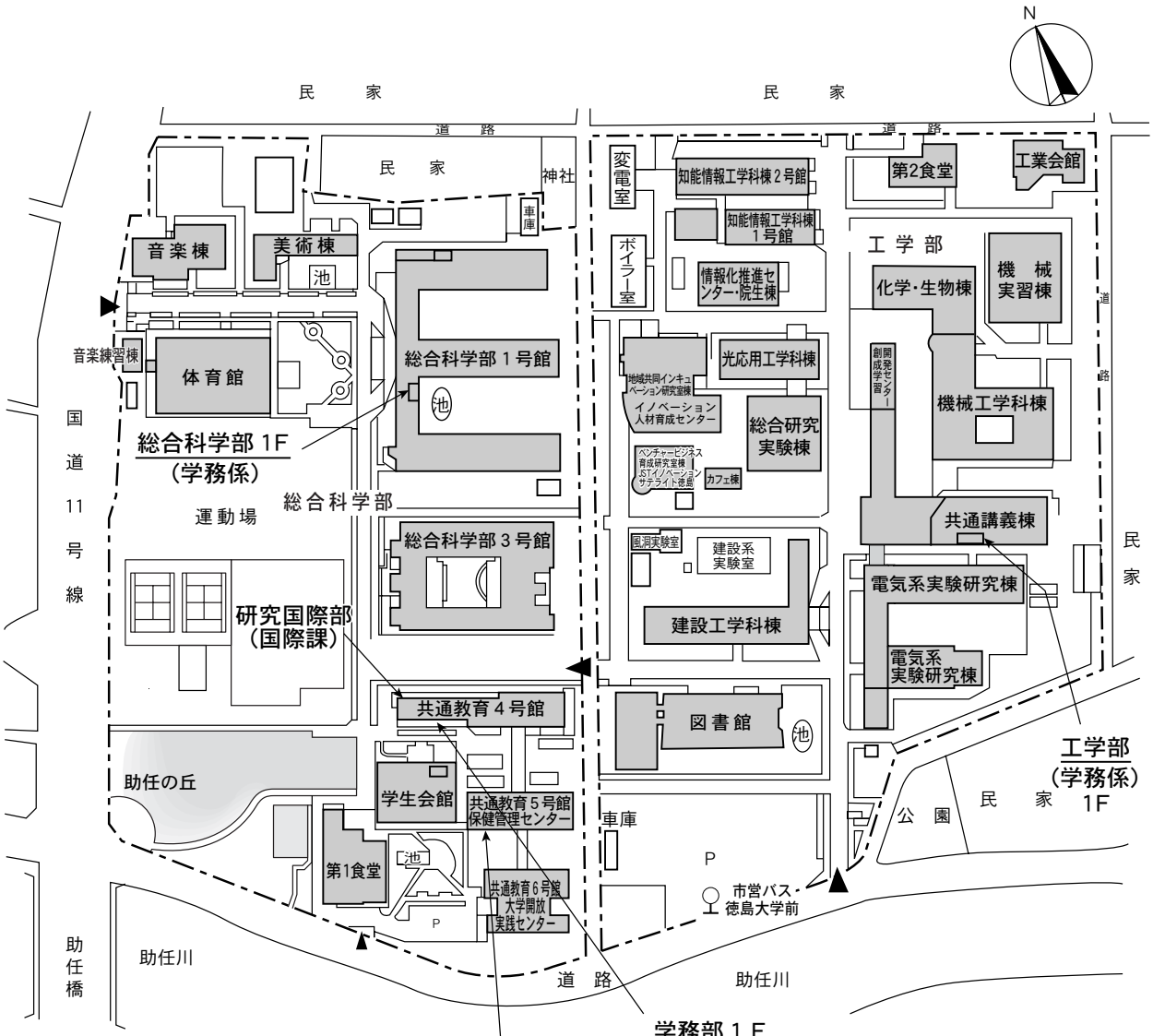

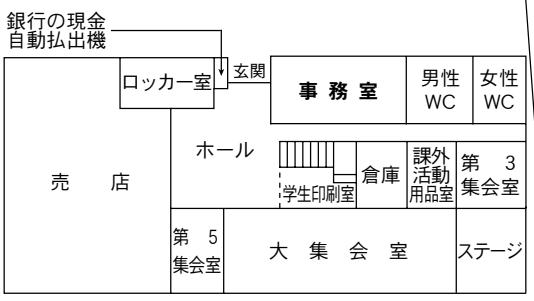

学生会館　１階

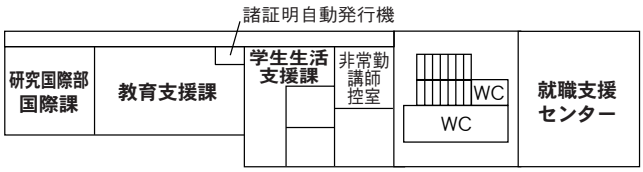

共通教育４号館　１階

共通教育５号館　１階

【蔵本キャンパス】

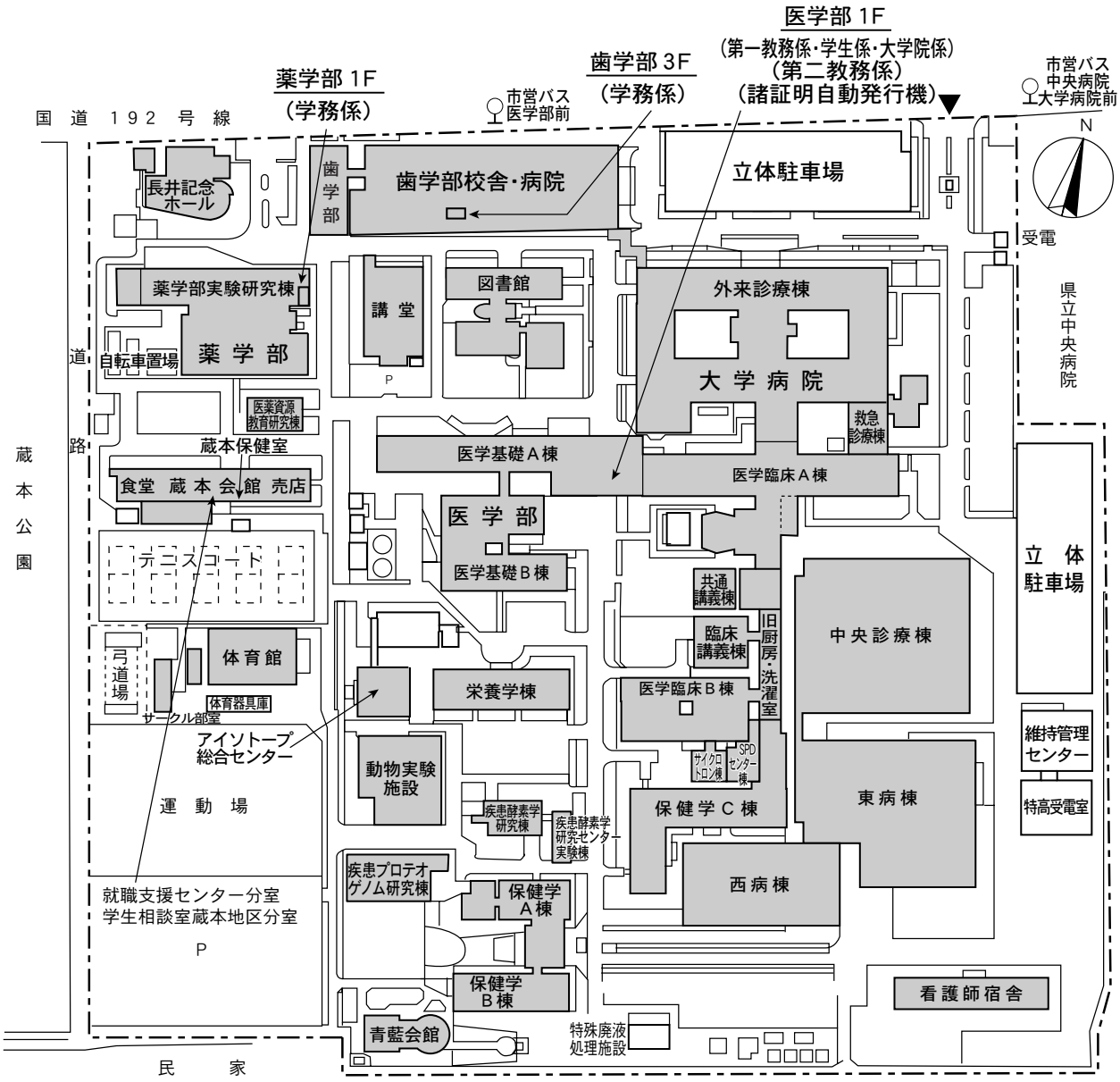

【新蔵地区】

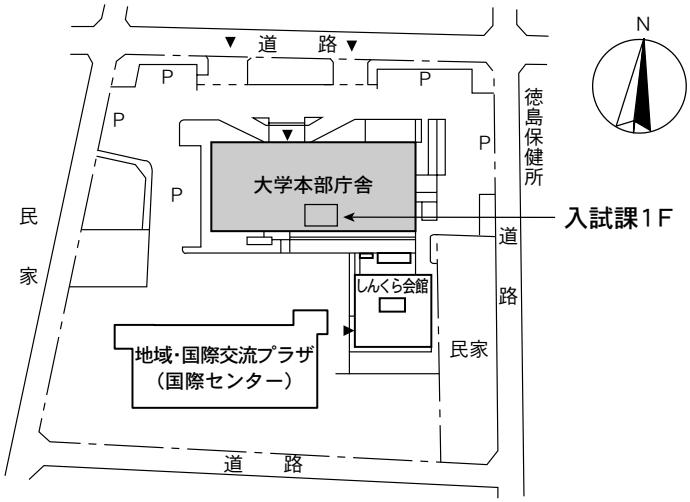

学務部・研究国際部の窓口

	担当課	事項	窓口
学務部	教育支援課 ☎656－7080	全学共通教育の教育課程に関すること。 全学共通教育の履修指導に関すること。 全学共通教育に係る授業，試験及び成績に関すること。 単位互換に関すること。 諸証明に関すること。 その他教務に関する事務を処理すること。	共通教育4号館1階
	学生生活支援課 ☎656－7086	学生の相談に関すること。 学生の就職支援及び就職斡旋に関すること。 インターンシップに関すること。 学生の課外教育に関し総括し，連絡調整すること。 学生及び学生団体の助言指導に関すること。 学生及び学生団体の諸行事に関すること。 課外活動施設等の維持管理に関すること。 入学料，授業料及び寄宿料の減免に関すること。 日本学生支援機構奨学金及び各種奨学金に関すること。 合宿研修の企画立案に関すること。 学生の表彰・懲戒等に関すること。 学生の安全対策に関すること。 学生の福利厚生及び施設の維持管理に関すること。 学生の保健管理に関すること。 学生寮の管理運営に関すること。 アルバイトに関すること。 学生教育研究災害傷害保険等学生保険に関すること。 その他課外活動等に関する事務を処理すること。	
	入試課 ☎656－7091	入学者選抜の制度及び方法の改善に関すること。 所掌事務の調査統計に関すること。 その他入学者選抜に関する事務を処理すること。	大学本部庁舎1階
研究国際部	国際課 ☎656－7082	留学生の受入れに関すること。 留学生の相談事に関すること。 留学生の奨学金に関すること。 留学生の入国，在留の諸申請取次に関すること。 留学生の証明書に関すること。 学生の海外留学に関すること。 留学生宿舎の入居等に関すること。 国際センターに関すること。 その他留学生に関する事務を処理すること。	共通教育4号館1階

※市外局番：088

各学部・研究科・教育部の窓口

学務関係の担当係は次のとおりです。

学部・研究科名	担　当　係	電話番号	所　在　地
学　務　部	共通教育係（全学共通教育担当） 教務情報係（学生証，諸証明等） 就職支援係（就職ガイダンス等）	656 － 7308 656 － 7095 656 － 7635	〒 770 － 8502 徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地
総合科学部 総合科学教育部	学務係（学部・大学院担当）	656 － 7108	〒 770 － 8502 徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地
医学部医学科 医科学教育部 医学部栄養学科 栄養生命科学教育部	医歯薬事務部学務課 第一教務係 大学院係 学生係	633 － 7028 633 － 9649 633 － 7030	〒 770 － 8503 徳島市蔵本町 3 丁目 18 番地の 15
医学部保健学科 保健科学教育部 助産学専攻科	医歯薬事務部学務課 第二教務係	633 － 9009	
歯　学　部 口腔科学教育部	医歯薬事務部 歯学部事務室学務係 （学部・大学院担当）	633 － 7310	〒 770 － 8504 徳島市蔵本町 3 丁目 18 番地の 15
薬　学　部 薬科学教育部	医歯薬事務部 薬学部事務室学務係 （学部・大学院担当）	633 － 7247	〒 770 － 8505 徳島市庄町 1 丁目 78 番地の 1
工　学　部 先端技術科学教育部	学務係（学部・大学院担当）	656 － 7315 － 7316 － 7317	〒 770 － 8506 徳島市南常三島町 2 丁目 1 番地

※市外局番：088

2 学生生活

諸手続き等……12

授業料免除・奨学金等……18

福利厚生……25

健康・相談について……27

保険制度……32

学生生活Q&A……38

諸手続き等

1 学生証（ＩＣカード）

学生証は，本学の学生であることを証明するもので，附属図書館等の入退館カード，図書館利用証（貸出），定期健康診断の受付，各種証明書の発行の機能があります。

■ 注意事項

学生証の携帯，使用上の注意事項は次のとおりです。

❶本証は通学の際，必ず携帯しなければならない。
❷本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
❸本学職員の請求があった場合は，いつでも本証を提示しなければならない。
❹学生割引によって乗車券を購入，使用する際，係員の要求があれば提示してください。
❺通学定期乗車券を購入するときは，定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して本証とともに差し出さなければならない。
❻本証を汚損又は紛失したときは，直ちに次に届け出て再交付を願い出ること。
　ア　常三島地区学生：教育支援課教務情報係
　イ　蔵本地区学生：所属の教務係・学務係
❼学籍を離れた際は，直ちに所属学部の学務係に返すこと。
❽本証の有効期限を延期する必要を生じたときは，その手続きをとること。
❾本証を磁力の発生する物に近づけるとデータが消え，使用できなくなることがあります。また，炎天下の車中等暑い場所に放置しないよう注意してください。

● 再　交　付 ●

汚損又は紛失した場合は，直ちに総合科学部・工学部の学生は学務部教育支援課で，医学部・歯学部・薬学部の学生は所属学部の教務係・学務係で手続きをとってください。

改姓等氏名変更の場合にも再交付しますが，上記の他にも手続きが必要になりますので，窓口で問い合わせてください。

2 授業料納付及び在学中の諸手続き

● 授業料納付 ●

授業料は前期（４月から９月）分を４月末日までに，後期（10月から翌年３月）分を10月末日までに納入しなければなりません。

なお，申出により，前期分納入の際，後期分も納入することができます。

授業料の納入方法として，本学では，窓口での納入に替えて，指定金融機関（阿波銀行・三菱東京UFJ銀行・四国銀行・徳島銀行の各本・支店または，ゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局）より，学生又は保証人名義の預金口座から引き落として，大学へ納付する「口座振替制度」を実施しています。

この制度を利用することにより，授業料の納付が便利になります。

ついては，口座振替の手続きを早めに行ってください。

■ 注意事項

❶指定金融機関の口座名は学生・保護者又は保証人名義でお願いします。

❷授業料口座振替申込書類は合格通知書を送付した際に同封されていますので，その用紙を使用してください。紛失又は汚損した場合には，常三島会計事務センター室第一経理係及び蔵本会計事務センター室第一経理係にあります。

❸正当な理由なく納付を怠り，催告しても，なお，納付しない者は学則第 28 条第 2 号により除籍されます。

在学中の諸手続き

在学中には，いろいろな願い出，届け出をしなければならないことがありますから，その種類，方法等について簡単に説明します。

1 学校学生生徒旅客運賃割引証

帰省，旅行等で鉄道会社（JR）や船舶を利用する場合の運賃割引乗車券を購入するには，学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）と学生証が必要です。諸証明自動発行機で（P 15 の諸手続き窓口参照のこと）交付されます。

学割証は原則として年間 10 枚まで使用できます。あらかじめ計画を立て，有効に利用してください。10枚を超えて使用する必要がある場合は，各学部等担当係窓口へ申請してください。

学割証により JR 等の乗車券を購入する際には，学割証の裏面の注意事項を熟読の上，以下の事項に注意してください。

- 学割証は，記名人に限って使用できます。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券は同学割証の記名人以外の者は，使用できません。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券を使用するときは，学生証を必ず携帯してください。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券の不正使用は絶対にしないこと。不正使用した場合は，多額の追徴金が徴収されます。
- 学割証使用目的の範囲

(1) 休暇，所用による帰省
(2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
(3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
(4) 就職又は進学のための受験等
(5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
(6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
(7) 保護者の旅行への随行

2 在学証明書

本学に在学していることを証明する必要があれば，諸証明自動発行機で（P 15 の諸手続き窓口参照のこと）交付されます。

3 通学証明書

鉄道やバスを利用する場合の定期券を購入するには，通学証明書が必要です。願い出により通学証明書が交付されます。

4 成績証明書

成績を証明する必要があれば，諸証明自動発行機で（P 15 の諸手続き窓口参照のこと）交付されます。

5 休学願

疾病その他の理由により２か月以上にわたり修学を中止し，休学をしようとする場合には，所定の手続きを経て，その許可を受けなければならないので，そのような事態になったときは，速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても，なお引き続いて休学する必要がある場合は，許可されている期間が終わるまでに，休学の延長を願い出てください。

疾病により休学するときは，休学願に医師の診断書を添えてください。

6 復学願

休学期間中に休学の理由が消滅したときは，復学を願い出てください。願い出なかった場合は，休学を許可された期間を休学したものとして取り扱われます。

また，疾病により休学が許可された者が休学期間内に全快したので，復学しようとするときは，医師の診断を受け，修学に支障がないとの判定を得た上で，復学願と医師の診断書を提出して下さい。

7 退学願

やむを得ない事情により，退学しようとするときは，退学を願い出なければなりません。もし，退学願を出さないで，又は許可されないままで通学しなかった場合は，引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

8 宿所（変更）届

宿所を変更したときは，速やかに届け出てください。

9 保証人住所・保証人変更届

保証人の住所変更，又は保証人を変更するときは，速やかに届け出てください。

10 改姓（名）届

姓・名が変わった場合，住民票記載事項証明書，改姓（名）したことの分かる書類等を添えて，速やかに届け出てください。

11 他大学（他学部）受験許可願

他の大学又は本学の他学部の入学試験を受けようとするときは，願い出なければなりません。

12 転学部願

本学の他の学部に転学部を希望するときは，願い出なければなりません。

13 転学科願

所属の学部内の学科と異なる学科に転学科を希望するときは，願い出なければなりません。

14 卒業（修了）見込み証明書

就職，進学等で卒業（修了）見込者であることを証明する必要があれば，諸証明自動発行機で（Ｐ 15 の諸手続き窓口参照のこと）交付されます。

15 その他

このほか，履修科目選択届，追試験願，卒業研究題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますので，所属学部学務係・教務係又は学務部教育支援課共通教育係が通知しますので掲示に注意してください。

3 各種証明書の発行及び諸手続き窓口について

提出書類名＼提出先	常三島地区		蔵本地区
	学務部	総合科学部 学務係 工学部	医歯薬事務部学務課第一・第二・学生係 歯学務事務室学務係 薬学務事務室学務係
成績証明書	諸証明自動発行機（注２）		
在学証明書	諸証明自動発行機（注２）		
通学証明書	○		○
学校学生生徒旅客運賃割引証	諸証明自動発行機（注２）		
休学願		○	○
復学願		○	○
退学願		○	○
他大学（他学部）受験許可願		○	○
転学部願		○	○
転学科願		○	○
改姓（名）届		○	○
保証人住所・保証人変更届		○	○
宿所（変更）届		○	○
学生証汚損（紛失）届	○		○
卒業(修了)見込み証明書	諸証明自動発行機（注２）		
授業料免除申請書	○		○
授業料徴収猶予・月割分納申請書	○		○
日本学生支援機構奨学生願書	○		○
地方公共団体及び民間育英団体の奨学生願書	○		○

（注１）学務部と医・歯・薬学部の双方に表記されているものについては，医学部，歯学部及び薬学部の学生は，それぞれの学部の教務係・学務係において手続きを行ってください。

（注２）諸証明自動発行機は，常三島地区の共通教育４号館１階の学務部，及び工学部共通講義棟（Ｋ棟）１階中央口，蔵本地区の医学部基礎学実験研究棟１階に設置しています（ご利用の際には学生証が必要です）。

4 インターネットによる学内情報の検索

徳島大学ホームページ（http://www.tokushima-u.ac.jp/）から，大学の概要はじめ学生生活に関する様々な情報が得られます。

初　期　画　面

“在学生・保護者の皆様へ”クリック後画面

5 表　　彰

徳島大学では，①優秀な学業成績又は研究成果を修めたとき，②サークル活動において特に顕著な成績を挙げ，本学の課外活動の振興に功績があったとき，③社会活動において高い評価を受け，本学の名誉を著しく高めたと認められるときは，表彰を行っています。

表彰の対象となる学生の個人又は団体を毎年１月にサークルの指導教員等に募集し，３月に学長から直接，表彰状と記念品を授与しています。

表彰の対象となる基準は，以下のとおりです。

学生の皆さん，下記の基準を満たしているときは，指導教員等に申し出てください。

○　学業その他において得られた成果が，学会又は国内外の公的機関等において表彰されたとき
○　全国規模のスポーツ競技会等において３位以内に入賞したとき
○　西日本大会等において優勝したとき
○　中・四国大会等において優勝したとき
○　四国地区大学総合体育大会（インカレ）において優勝したとき
○　文学，絵画，彫刻，音楽，演劇等の芸術・文化活動で作品，公演等が全国規模の審査等で賞を受けたとき
○　ボランティア活動，人命救助，犯罪防止又は火災防止等で国内外の公的機関等において表彰されたとき

6 懲　戒

徳島大学では，性行不良で改善の見込みがないと認められる者，正当の理由がなくて出席が常でない者及び本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者は，大学の規律の維持，又は学生に対する教育上の必要から，懲戒処分を科すものとなっております。

懲戒処分の種類及び量定は下表及び過去の懲戒処分の例を参考に決定します。

非　違　行　為　の　種　類	懲戒の種類
強盗，強姦などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
無免許運転，飲酒運転，暴走運転などの悪質な交通法規違反で死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学
傷害，窃盗，恐喝	退学又は停学
無免許運転，飲酒運転，暴走運転などの悪質な交通法規違反で人身事故を起こした場合	退学又は停学
ストーカー行為又はセクシュアル・ハラスメント，アルコール・ハラスメント，パワー・ハラスメント等のハラスメント行為を執拗に繰り返した場合	退学又は停学
本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	退学又は停学
本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学，停学又は訓告
大学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学，停学又は訓告
痴漢行為（のぞき見，盗撮行為などを含む。）	退学，停学又は訓告
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
無免許運転，飲酒運転，暴走運転などの悪質な交通法規違反	停学又は訓告
ストーカー行為又はセクシュアル・ハラスメント，アルコール・ハラスメント，パワー・ハラスメント等のハラスメント行為	停学又は訓告
故意に他人の物を損壊した場合	停学又は訓告
コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
傷害するに至らない暴力行為	停学又は訓告
賭博	停学又は訓告
本学が管理する建造物又は器物の損壊，汚損，不法改築等	停学又は訓告
本学が実施する試験における不正行為 （試験における不正行為をした者は，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修することとなります。）	停学又は訓告

授業料免除・奨学金等

1 授業料免除と徴収猶予

授業料の免除等

奨学援助の方法として，授業料免除の制度があります。この制度は経済的な理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者，また，各期ごとの納期前６か月（新入生は１年）以内での学資負担者の死亡若しくは風水害等の災害を受け，授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には，前期・後期ごとに選考の上，授業料の全額または半額が免除されます。

なお，免除の他にも授業料の徴収猶予又は月割納付の制度があります。

（注：「徳島大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規則」を参照してください。）

授業料免除申請期日

前期分免除申請	掲示・申請用紙配布	２月上旬～	申請書受付	３月上旬～中旬
後期分免除申請	掲示・申請用紙配布	７月上旬～	申請書受付	９月上旬～中旬

2 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって，経済的に困窮し，就学に支障をきたす者には，願い出に基づき選考の上，奨学金が貸与されます。

奨学生に採用されても，学業成績または就学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には，奨学金の廃止・停止その他の処置がとられるので，十分注意して勉学に励んでください。

学務部学生生活支援課で取り扱っている奨学金には，日本学生支援機構，地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金があります。

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は「第一種奨学金（無利子貸与）」と，「第二種奨学金（有利子貸与）」があります。

1 出願資格

大学及び大学院生で，学業・人物ともに優れ，経済的理由により著しく就学困難と認められる者

2 奨学金の種別，貸与月額及び募集時期

種別			貸与月額		募集時期
			自宅	自宅外	
学部	第一種		3万円・4.5万円	3万円・5.1万円	4月上旬（予定）
学部	第二種		3万円・5万円・8万円・10万円・12万円		
大学院	修士・博士前期課程	第一種	5万円・8.8万円		大学院 4月上旬（予定） 大学院予約 9月下旬（予定）
大学院	修士・博士前期課程	第二種	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円		
大学院	博士（後期）課程	第一種	8万円・12.2万円		
大学院	博士（後期）課程	第二種	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円		

3 申込みから振込みまで

大学へ申し込んでから奨学金が振り込まれるまでは次のとおりです。

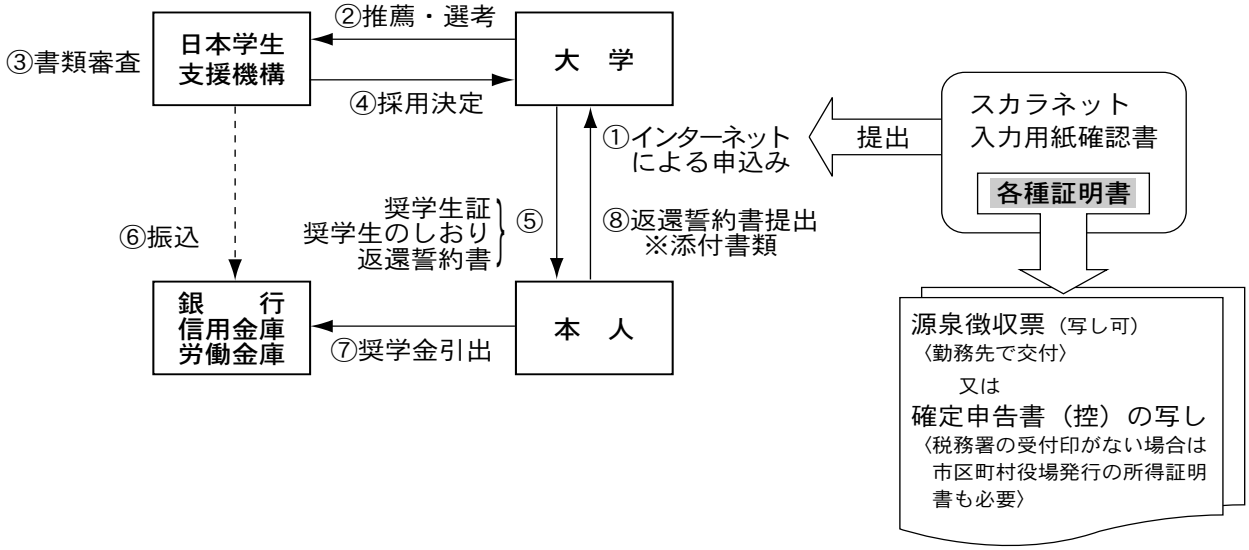

（注）※1．返還誓約書の提出にあたっては，インターネットによる申込み時に選択した保証制度に応じて次の書類が必要となります。

《人的保証制度を選択した場合（連帯保証人をたてた場合）》
- 奨学生本人の住民票
- 連帯保証人の印鑑証明書及び収入に関する証明書
- 保証人の印鑑証明書

《機関保証制度（一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証する制度）を選択した場合》
- 奨学生本人の住民票
- 保証依頼書

2．返還誓約書が所定の期限までに提出されない場合には，既に振込済みの奨学金を戻入させたうえで採用取消となります。

4 入学後の手続き

高校在学時に大学奨学生として予約採用されている人は，「採用候補者決定通知」を担当係へ提出し，「イクシス」識別番号（ユーザーID，パスワード）を受け取って，「進学届」をインターネットで入力してください。

採用候補者決定通知の提出場所，提出期限等は，掲示によりお知らせしますので，注意してください。

高校在学中に奨学金を受けていた人は，入学後，在学期間中の返還猶予を受けるため，所定の「在学届」を4月末までに必ず担当係へ提出してください。留年，休学等により修業年限が延長された場合は，改めて「在学届」を提出してください。

5 貸与期間

奨学金の貸与期間は，大学の定める正規の最短修業年限の終期までで，留年，休学等により修業年限が延長された場合の期間延長は認められません。また，在学期間中でも学業成績不振等のため，廃止・停止等の処置がとられることがあります。

6 奨学金の交付

奨学金は，原則として，毎月１回11日に当月分が本人の指定した銀行口座に振込まれます。ただし，４月分は４月下旬に，５月分は５月中旬に振込まれます。

7 奨学生適格認定

奨学生は，毎年冬（１月頃）に「奨学金継続願」をインターネットで入力する必要があります。これを怠ったときは，奨学金の振込が保留又は廃止される場合がありますので注意してください。

8 異動と届出

休学・転学・退学・死亡・改姓等により異動が生じたときは，ただちに所定の様式により届け出なければなりません。

9 奨学金の返還

奨学金は貸与であり，卒業・退学後には返還の義務があります。この返還金は新たな奨学生に貸与する奨学金の財源となるので，定められた期間内に必ず返還しなければなりません。返還は，貸与金額に応じて定められた金額を月賦，月賦・半年賦併用，又はその他の定める割賦方法で返還することになります。ただし，第二種奨学金については利子がつきます。この利子は，卒業後割賦金に上乗せして返還することになります。

10 特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって，在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には，貸与期間終了時に奨学金の全額又は一部の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか，専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍，ボランティア等での顕著な社会貢献等を含め評価されます。

機構による免除者の認定は，学長から推薦のあった学生について，その専攻分野に関する論文その他の業績を総合的に評価することにより行われます。

本制度の申請希望者は，当該大学院の課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究活動の特性を踏まえた具体的な評価項目，評価方法を定めていますので，担当係にお問い合せください。

その他の奨学金

本学には，日本学生支援機構奨学金以外に，次のような地方公共団体奨学金及び民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。

募集等の条件は，団体により種々異なり，大学を通して募集するものと，市町村等の奨学制度で直接募集するものがあります。

大学を通して募集する場合は，その都度掲示によりお知らせしますので，総合科学部・工学部は学務部学生生活支援課生活支援係，医学部医学科・栄養学科は医学部学生係，医学部保健学科は医学部第二教務係，歯学部・薬学部は所属学部の学務係に申し出て出願手続きをとってください。なお，募集時期は，４月から５月に集中しています。

団体名	貸与月額	募集時期	募集の対象
長崎県育英会	35,000円 〜 41,000円	3月中旬〜 4月下旬	長崎県内に住所を有する者の子で，経済的理由により修学困難で，かつ，人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者
富山県教育委員会 （富山県奨学生）	51,000円	3月中旬〜 5月上旬	1年前から引き続き富山県内に保護者が住所を有する者の子で，経済的理由により修学が困難な者
石川県教育委員会 （石川県奨学生）	43,000円 〜 44,000円	4月〜 5月上旬	保護者が石川県内に引き続き3年以上居住している者の子で，勉学意欲があり，かつ学費の支弁が困難な者
茨城県教育委員会 （茨城県奨学生）	36,000円 〜 40,000円	4月〜 5月上旬	茨城県内居住者の子弟で，優良な学生であって経済的理由により修学が困難な者
高知市教育委員会 (高知市大学等奨学資金奨学生)	30,000円	4月	高知市に1年以上居住する者，又は1年以上居住する者の子で，経済的理由により修学が困難な者
山口県ひとづくり財団	43,000円	4月〜 5月初旬	保護者が山口県内に生活の本拠を有しており，向学心に富み有能な素質を有し，経済的な理由により修学が困難と認められる者
沖縄県国際交流・ 人材育成財団	45,000円 〜 80,000円	3月中旬〜 4月中旬	沖縄県に住所を有する者の子弟で，学業，人物ともに優秀で，かつ健康であり，経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
中村積善会	40,000円	4月〜 5月中旬	品行方正・学力優秀で，健康上学業にたえうる者で，学資の支弁が困難な者
日本通運育英会	15,000円 〜 20,000円	4月	学術優秀，品行方正，身体強健で，経済的理由により修学が困難な者
公益信託 池田育英会トラスト	17,000円	3月中旬〜 5月上旬	愛媛県内の高等学校を卒業している者，又は保護者が愛媛県内に居住している者で，学業・人物ともに優秀で，経済的支援の必要な者
あしなが育英会	40,000円	4月〜 5月中旬	保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く。）等で死亡したり，それらが原因で著しい後遺障害を負い，教育費に困っている家庭の子
交通遺児育英会	40,000円 〜 100,000円	4月〜11月	保護者等が交通事故で死亡したり，重い後遺障害のために働けず，経済的に修学が困難な者
日揮・実吉奨学会	人物，学力ともに優れ，かつ健康であって，経済的に奨学金が必要と認められる工学系大学生，大学院生に奨学金（1人あたり年額30万円）が給付されます。		
大塚芳満記念財団	徳島県内に在住する医学，歯学，薬学分野を専攻する有能な学部学生及び大学院生に奨学金（1人あたり年額50万円）が給付されます。		
康楽会	大学の学生で，学業成績が優秀であり，かつ，経済的に困難である者に24件（1件につき5万円の給付）の「康楽賞」が設定されています。		
日亜特別待遇奨学生	工学部（昼間コース）及び先端技術科学教育部に入学する学生で，学業成績，研究業績（大学院生）が優秀であり，他の学生の模範となる者。学生1人当たり年額120万円（国際連携大学院コース，グローバル大学院工学教育コースに所属する者は，年額84万円を超えない額）が給付されます。		

3 学生金庫

本学に在学する学部学生及び大学院生で学資について経済的に窮迫している人又は緊急の出資を必要とする事情にある人に対し，一時的に援助するものです。

貸付金は，無利息，無担保で１人当たり 10 万円が限度で，貸付期間は 90 日以内です。

貸付を受けたい場合は，徳島大学学生後援会（学務部教育支援課内），又は所属学部の学務係・教務係の窓口で相談してください。

4 学生後援会

本学では，皆さまが豊かで快適な学生生活が送れるよう，学生と教職員が相互扶助の精神の下で，一体となって組織する「徳島大学学生後援会」（愛称：UTSAF〔ユティセフ〕）を設置しております。

本会は，次の７大事業を企画・実施することで，皆さまの入学時から卒業に至るまでの学生生活を側面から支援するとともに，人格・見識とも優れた社会人の養成及び国際社会に貢献できる人材の養成を支援することを目的としており，皆さまにその恩恵を有形無形に還元しております。

具体的には，次の事業を計画・実施します。

- 学生の正課教育の充実に関する事業（例：学生の指導，助言の支援等）
- 学生の課外活動の育成に関する事業（例：体育系・文化系サークルの補助等）
- 学生の就職活動に関する事業　　（例：就職開拓の支援・充実等）
- 学生の国際交流に関する事業　　（例：留学生交流事業の支援等）
- 学生の表彰に関する事業　　（例：体育・文化活動の表彰等）
- 学生の不測の事態に関する事業　　（例：学生の事故等に対する積立）
- その他本会の目的達成のための必要な事業

会費等は，会則により入会金 3,000 円，会費は一年間 2,000 円となっており，入学時に，修業年限分を一括納入していただくこととなっております。

学生後援会支出基準

事業計画		申請者等	備考
正課教育の充実	新入生等合宿研修助成	各学部学生委員	新入生全員……１人あたり　2,000 円
	語学教育支援助成	受験者	語学（母国語以外の語学）の検定等を受験する学生への補助 ……１件あたり　1,000 円
			TOEIC 受験料が賛助会員価格となる
	学生の海外派遣支援助成（留学期間 28 日以上）	国際課	大学院生……１人あたり 50,000 円 学部学生……１人あたり 30,000 円
	公認団体への補助	全学サークル …学生生活支援課 学部サークル …各学部	定　額……１サークルあたり 12,000 円 加算額……１人あたり　500 円

<table>
<tr><td rowspan="2">課外活動の育成</td><td>地区体育大会等への補助金並びに積立金</td><td>学生生活支援課</td><td>◎非当番校時にかかる費用に対する補助金（学生旅費補助基準）
<table><tr><td>開催場所</td><td>補　助　金</td></tr><tr><td>四国地域</td><td>1人あたり　3,000円</td></tr><tr><td>中国地域</td><td>1人あたり　5,000円</td></tr></table>＊役員会及び定期評議員会に出席するための補助金とする。
◎国民体育大会，全国大会等への出場に要する費用への補助金
＊団体，個人に出場する選手補助金
……1人あたり　4,000円
◎インカレ，音美連参加者への補助金
……1人あたり　2,500円
◎中・四国地区以上の大会等の主催校としての開催に要する費用への補助基準
<table><tr><td></td><td colspan="2">全学対象の大会</td><td colspan="2">特定学部対象の大会</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>50人以上</td><td>50人未満</td><td>50人以上</td><td>50人未満</td></tr><tr><td>中・四国大会
西日本大会
全国大会</td><td>70,000円</td><td>50,000円</td><td>50,000円</td><td>30,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>学生の諸行事への補助</td><td>大学祭等
…学生生活支援課
寮祭等
…学生生活支援課</td><td>◎大学祭補助
＊パンフレット
蔵本地区　300,000円
常三島地区　300,000円
＊講演会開催費用補助
蔵本地区　150,000円
常三島地区　200,000円
＊五月祭補助……70,000円
◎寮祭への補助金
＊晨鐘寮……10,000円
＊藍香寮……10,000円
＊友朋寮……10,000円</td></tr>
<tr><td>学生表彰</td><td>表彰及び記念品等助成</td><td>学生生活支援課</td><td>学生委員会で学生表彰を承認された団体，個人に記念品料を贈る。
①優秀な学業成績・研究成果をあげた者
団体　50,000円
個人　30,000円
②課外活動において特に顕著な成績をあげた者
＊全国大会
団体　1位　50,000円（30,000円）
2位　40,000円
3位　30,000円
個人　1位　30,000円（10,000円）
2位　20,000円
3位　10,000円
（　）は西日本大会，中四国大会，インカレ等の優勝者
③社会活動において高い評価を受けた者
団体　50,000円
個人　30,000円</td></tr>
</table>

5 国の教育ローン（日本政策金融公庫）

入学金，授業料，教科書代，アパートの敷金・家賃など，入学時や在学中に必要となる資金を融資する公的な制度として，日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は，学生１人につき 300 万円以内，返済期間は 15 年以内です。

詳しくは，「国の教育ローン」コールセンター（０５７０－００８６５６（ナビダイヤル）又は０３（５３２１）８６５６）までお問合せください。

- **日本政策金融公庫国民生活事業ホームページアドレス**
  http://www.jfc.go.jp/k/kyouiku/index.html
- **携帯電話用ホームページアドレス**
  http://www31.ocn.ne.jp/~nlfc_kyouiku/

福 利 厚 生

1 住　　居

学 生 寮

本学には，次の 3 寮があります。

晨鐘寮　　藍香寮　　友朋寮

1 各寮の概要

（平成 24 年 4 月現在）

	晨　鐘　寮	藍　香　寮	友　朋　寮
所 在 地	徳島市城南町 1 丁目	徳島市城南町 1 丁目	徳島市中常三島町 2
電話番号	652 － 2184	652 － 2184	625 － 3154
収容定員	42 人	32 人	34 人
対象学生	男子学部学生（留学生を含む）	女子学部学生（留学生を含む）	女子学部学生（留学生を含む）
建築年度	昭和 45 年度	昭和 45 年度	昭和 46 年度
建物構造	鉄筋コンクリート 3 階建	鉄筋コンクリート 3 階建	鉄筋コンクリート 3 階建
居室様式	洋室　21 室 2 人部屋　15 ㎡	洋室　16 室 2 人部屋　15 ㎡	洋室　34 室 1 人部屋　15 ㎡
付属施設	新聞図書室・集会談話室・委員室・自炊室・浴室・洗面給湯室	集会談話室・自炊室・浴室・洗面給湯室	談話室・集会室・自炊室・浴室
寄宿料（月額）	2,100 円	2,100 円	5,900 円

※寄宿料の改定があった場合は，改定後の額が適用されます。

2 入寮募集

募集人員　　各寮とも欠員数に応じた人員を募集します。

募集時期　　新入生を対象に入学試験時に募集しますが，欠員が生じたときには臨時に募集を行うことがあります。

3 諸経費

光熱水料は，寮によって異なりますが，月額平均 6,000 円程度です。

アパート・マンション等

アパート・マンション等の斡旋は，徳島大学生活協同組合（生協）が，民間の提携不動産業者の物件もあわせて紹介しています。また，生協以外の近隣の不動産業者も斡旋していますので，ご利用ください。

家賃については，地域差，部屋の設備の程度，契約条件等によって多少の開きがあります。具体的には，常三島地区キャンパス生協本部事務室（☎ 088 － 652 － 1073）へご相談ください。

2 アルバイトの紹介

学生生活支援課学生支援係では，勉学を継続する上でアルバイトを必要とするみなさんのために，学生にふさわしいと思われるアルバイトの紹介をしています。

求人票ファイルは，常三島地区の学生会館 1 階ホール及び蔵本地区の蔵本会館 2 階事務室前に置いてあります。

申込み方法は次のとおりです。

家庭教師

専用の求人票ファイルがあります。

雇用条件欄をよく確認し，責任をもって指導できる方は学生生活支援課学生支援係へ申し出てください。紹介状を発行します。

一般のアルバイト

募集している性別により分類した「男子」「女子」「男女」の３冊のファイルがあります。

希望するアルバイトが見つかったら，個々の求人票の連絡方法欄の指示に従って求人先へ直接申し込んでください。

詳しくは学生生活支援課学生支援係　☎088－656－7078までお問い合わせください。

3 食堂・売店等

学生食堂，喫茶

常三島地区には，総合科学部構内に第一食堂と工学部構内に第二食堂があり，蔵本地区には，蔵本会館内に食堂及び喫茶，医学部基礎研究棟にカフェテリアがあります。

売店（書籍）

売店は，常三島第一食堂前及び蔵本会館内にあり，書籍，文房具，弁当，日常生活用品等を販売しております。

	内容	営業時間		事業主
		平日	土・日・祝日	
常三島地区	第一食堂１階（朝食，丼物，カレー，カフェテリア，めん類）	8:00～20:00	休業	生協
常三島地区	第一食堂２階（カフェテリア，めん類，丼類，カレー）	11:30～13:00	休業	生協
常三島地区	売店（書籍，文具，弁当など） （旅行）	8:15～20:00 10:00～16:45	休業	生協
常三島地区	カフェさんじょ（コーヒー，ケーキ，カレー，ピラフ，弁当，ドリンクなど）	10:00～17:00	休業	生協
常三島地区	Emi*re（カレー，丼，サラダ，弁当，デザート，ドリンク，文具，ＰＣ関連等）	10:00～19:00	休業	生協
常三島地区	第二食堂（定食，めん類，丼類，カレー，弁当，コンビニ）	8:15～19:00	休業	福祉協会
蔵本地区	蔵本会館食堂（定食及びカフェテリア，めん類，惣菜，カレーなど）	8:15～19:00	休業	福祉協会
蔵本地区	蔵本会館喫茶（コーヒー等のドリンク類，定食）	10:00～16:00	休業	福祉協会
蔵本地区	売店（書籍，文具，弁当など） （旅行）	9:00～18:30 10:00～16:45	11:00～13:15 休業	生協
蔵本地区	カフェテリアくらら（朝・夕定食，どんぶり，惣菜，カレー，弁当，コーヒー，ドリンクなど）	8:00～20:00	休業	生協

※ただし，夏季休業等は，営業時間が異なります。
なお，上記の生協の（旅行）については，海外旅行及びJRに関しては取り扱っておりません。

健康・相談について

1 保健管理センター

保健管理センターは，大学生活における心身の健康の保持増進のため，健康管理に関する専門的業務を行う施設で，医師，看護師等が対応に当たっています。また，蔵本地区の学生を対象に蔵本会館（２Ｆ）に保健室を設けていますのでご利用ください。

健康診断

1 定期健康診断

学生の定期健康診断は，学校保健法に基づいて全員受診するように義務づけられています。必ず受診してください。学生証により健診受付を行いますので忘れないよう持参してください。健康診断の予定については掲示板やホームページにより確認してください。

また，健康診断の結果は全員にお知らせします。身体的変化や現在の健康状態を把握することは健康の保持増進を図る上で大変重要です。学生自らが健康状態を把握しておきましょう。

健康診断の結果は，保健管理センター又は各学部の教務係（総合科学部・工学部の学生は学務部学生生活支援課）で配付します。

そのほか，体育系サークルの合宿，選手派遣，マラソン時の健診等を行っています。

2 特別健康診断

特別健康診断は，放射線に被曝する恐れのある学生や，有毒薬品を取り扱っている学生等を対象に行われるものです。日時と場所は事前に掲示します。

健康相談及び健康指導

1 健康診断の結果，検査結果に異常が発見された場合は再検査を行い，さらに必要がある場合は，精密検査を行っています。

2 健康診断の検査結果に沿って，健康指導のための呼び出しを行っています。呼び出しがあった場合は，積極的に健康指導に応じてください。

3 保健管理センターには，健康管理のための身長体重計，体脂肪計，視力計，血圧計，骨密度計，貧血検査などが自由に利用できるよう設置されています。

4 保健管理センターでは，毎日疾病やけが，事故などの応急処置を行っています。また，疾病の状態により専門の病院を紹介しますので，健康保険証を用意しておいてください。

5 身体及び精神面で不安や悩みを感じた場合，随時健康相談に応じています。気軽に申し出てください。

健康診断証明書の発行

定期健康診断を受診した者に対して健康診断証明書を発行しています。健診結果に異常のない場合は，各学部の教務係（総合科学部・工学部の学生は学務部学生生活支援課）において発行し，何か異常があった場合には，保健管理センターでその内容を説明のうえ，証明書を発行しています。就職，進学又は体育大会出場等で証明書の必要な人は，必ず受診してください。

保健管理センター　　場　所　徳島市南常三島町１丁目１番地
ＴＥＬ（088）656－7289　ＦＡＸ（088）656－7290
メール　hokencenter@jim.tokushima-u.ac.jp
ホームページ　http://www.tokushima-u.ac.jp/Or_index/hokenc/top/title.htm

蔵本保健室　　場　所　徳島市庄町１丁目78－１
ＴＥＬ（088）633－7591　ＦＡＸ（088）633－7591

2 学生相談

学生相談室は，学生さんが悩んだり困ったりした時に安心して相談できる場所です。

修学・履修，進路・就職，人間関係，精神的な問題，法律関係やキャンパス・ハラスメントなど，学生生活にまつわる多種多様な相談を受けております。相談室は，常三島キャンパス（専任スタッフが常駐）と蔵本キャンパスにそれぞれ設置しています。

悩みや問題が大きくなる前に，相談室に立ち寄ってください。お話を聞きながら，少しでも悩みや問題が軽減できるよう一緒に考えていきたいと思います。秘密は厳守されます。安心して相談してください。

場所・利用時間

常三島キャンパス

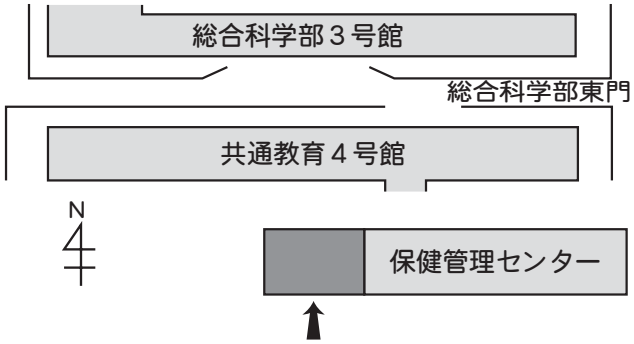

学生相談室・職員相談室
（共通教育５号館１Ｆ西側）

電　話（088）656－7637
月～金　９：30～17：30

蔵本キャンパス

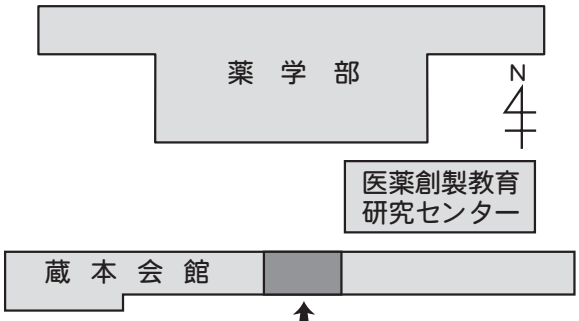

学生相談室・職員相談室蔵本地区分室
（蔵本会館２Ｆ）

電　話（088）633－9298
火曜日　13：30～17：30

☆相談申込み
直接来室するか，または…

電　話（０８８）６５６－７６３７
メール　gkseisod@jim.tokushima-u.ac.jp

○どんな相談にのってもらえますか？○

☆履修，修学，進路などの学業上の問題

・履修の仕方が分からない。
・今の学科が自分に合っているように思えない。
・勉強や研究のことで悩んでいる。
・進路や就職のことで悩んでいる。

☆人間関係や精神的な悩み

・話し下手で友達ができない。
・人間関係（友達・教員・異性）で悩んでいる。
・自分に自信が持てない。
・他人にどう見られているのか気になる。
・家族のことで悩んでいる。

☆悪質商法やネットトラブルなど

・携帯電話で不当な請求を受けた。
・友人からマルチ商法と思われるアルバイトを紹介されたが…。
・訪問販売で契約したが，解約できるか？

☆セクハラ，アカハラなどのキャンパス・ハラスメント

・インターネットでいやらしい画面を見る人がいて，不快である。
・教員が講義中に卑猥な冗談や比喩を言う。
・指導の際にすべてを否定する言い方をされ，自信がなくなった。
・学生によって指導に差があり，充分な指導を受けていないと感じる。

☆一人暮らしや生活上でのトラブル

・イタズラ電話や窃盗などの被害にあった。
・ストーカー被害にあった。
・カルトと思われる宗教の勧誘にあった。

『学生相談室』が充実した学生生活を応援します！

●常三島キャンパス　相談室：場所…共通教育５号館１Ｆ西側
利用時間：月～金　９：30～17：30

●蔵本キャンパス　相談室：場所…蔵本会館２Ｆ
利用時間：火　13：30～17：30

（※事前に予約をすれば火曜日午後以外も相談可能です。）

利用する場合は，直接来室するか，電話またはメールでお申し込みください。

※＜相談室電話＞088－656－7637　＜メール＞gkseisod@jim.tokushima-u.ac.jp

○「自分のこと」見つめ直してみませんか○

学生時代は，様々な悩みにぶつかります。学生時代は，自分のことを知る大切な時間です。精神分析家のエリクソンはライフサイクルの視点から「アイデンティティを模索しながら確立することが青年期である。大学時代の課題である」と言っています。悩むことは悪いことではありません。悩み，そこから得たものはきっと何かにつながります。

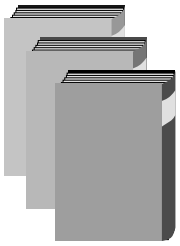

学生時代に出会う「悩み」

大学院
- 研究室への違和感
- 能力への疑問
- 研究室での人間関係
- 進路選択　・異性関係
- 学生生活を終えることの不安

最終学年
- 研究室での人間関係
- 実習での不安
- 進路の選択
- 進路をめぐる親子のズレ
- 卒業研究　・異性関係
- 学生生活を終えることの不安

中間学年
- 勉強に意欲が持てない
- 無気力　・スランプ
- 対人関係
- 自分に自信がない
- 研究室の選択　・サークル
- バイト　・目標がない

入学当初
- 不本意入学　・再受験
- 目標喪失
- 大学生活への適応
- 大学の勉強についていけない
- 友達づくり
- 親からの自立（一人暮らし）
- サークルやバイトの問題

学生相談室は，悩みや問題を一緒に考えて解決する場所でもあります。小さな悩み，大きな悩み…相談室に来室してちょっと違う角度から一緒に考えていきましょう。

悩みをひとりで抱えていませんか。
話すことで心が軽くなるんだよ。

学外公的相談機関

下記の機関も相談に応じてくれます。

徳島労働局雇用均等室
(☎088 － 652 － 2718)
女子学生が就職活動において，
差別等を受けた場合の相談

徳島県警の犯罪被害者相談所
(☎088 － 656 － 8080)
犯罪行為に関する相談

徳島県警のレディース110番
(☎088 － 622 － 7101)
女性の性被害等に関する相談

徳島地方法務局・人権相談所
(☎088 － 622 － 4171)
人権に関する相談
徳島市の「なんでも相談市民センター」
(☎088 － 621 － 5200)

社会福祉法人
徳島いのちの電話
(☎088 － 623 － 0444)

徳島県消費者情報センター
(☎088 － 623 － 0110)
消費トラブルに遭ったら
一人で悩まず，できるだけ早く

徳島県精神保健福祉センター
(☎088 － 602 － 8911)
精神的な病気などの相談

徳島障害者職業センター
(☎088 － 611 － 8111)
障害のある学生の職業を
支援する窓口

保険制度

1 学生教育研究災害傷害保険

この保険は，学生が教育研究活動中及び通学中に，不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合の災害補償制度として，財団法人日本国際教育支援協会が損害保険会社と契約して実施しているものです。

本学では，入学時に全学生が加入することになっています。

ただし，留年等により修業年限を超える場合は，新たに加入する必要があります。

窓口は総合科学部・工学部が学務部学生生活支援課，医学部・歯学部・薬学部が所属学部の教務係・学務係となっています。

概要は，次のとおりです。

保険料と保険期間

区分 / 保険期間	保険料			
	総合科学部 工学部	医学部 薬学部	歯学部	工学部 （夜間主コース）
1年間	1,000円	1,000円	1,020円	450円
2年間	1,750円	1,750円	1,790円	750円
3年間	2,600円	2,600円	2,650円	1,100円
4年間	3,300円	3,300円	3,370円	1,400円
5年間	————	4,050円	4,130円	————
6年間	————	4,700円	4,800円	————

※医療関連学部・学科（歯学部歯学科及び口腔保健学科）に在籍する学生のみ以下の特約分の料金を加算しています。

接触感染予防保険金支払特約

⑴ 臨床実習中に，針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し，感染症予防措置を行った際，1事故につき15,000円が支払われます。

⑵ 医療関連学部・学科に在籍する学生のみ加入できます。

保険料【接触感染予防保険金支払特約】

保険期間	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間
保険料	20円	40円	50円	70円	80円	100円

保険の内容と保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金 医師の治療を受けた場合	入院加算金 180 日限度
正課中・学校行事中	2,000 万円	程度に応じ 90 万円～ 3,000 万円	治療日数 1 日以上が 対象　3 千円～ 30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中，学校施設等相互間移動中	1,000 万円	程度に応じ 45 万円～ 1,500 万円	治療日数 4 日以上が 対象　6 千円～ 30 万円	1 日につき 4,000 円
上記以外で学校施設内にいる場合			治療日数 14 日以上が 対象　3 万円～ 30 万円	1 日につき 4,000 円
学校施設外で大学に届け出た課外活動中				

保険金が支払われる場合

1 正課中

講義，実験・実習，演習又は実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい，次に掲げる間を含みます。

- 指導教員の指示に基づき，卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。
  ただし，もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
- 指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は，授業を行う場所，大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

2 学校行事中

- 大学の主催する入学式，オリエンテーション，卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

3 上記「正課中」又は「学校行事中」以外で学校施設内にいる間

- 大学が教育活動のために所有，使用又は管理している施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間，大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

- 大学の規則に則った所定の手続きにより，大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし，山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

5 通学中

- 大学の授業等，学校行事または課外活動への参加の目的をもって，合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により，住居と学校施設等との間を往復する間。

6 学校施設等相互間の移動中

- 合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により，大学が教育研究のために所有，使用又は管理している施設の他，授業等，学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

保険金請求手続き

※総合科学部・工学部は、学生生活支援課、医学部・歯学部・薬学部は所属学部の教務係・学務係へ事故報告
担当者から事故通知ハガキ・保険金請求書をもらい事故通知ハガキのみ提出（事故の日から30日以内）

事　故　発　生

⇦ 病院へ

治　療　終　了

⇩

①保険金請求書に必要事項記入
②医師の診断書（請求金額が10万円以上）
　又は治療状況申告書（請求金額が10万円以下）

⇩

学生生活支援課又は所属学部の教務係・学務係へ保険金請求書を提出
学生生活支援課へ送付

⇩

学生生活支援課は証明の上，保険会社へ提出

⇩

保険会社算定期間
（本人や大学，医師などへの照会や連絡）

⇩

保険金の受領（口座振込）

2 インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険

本学は，学校に届出があるインターンシップ，教職資格活動等で学生が万が一賠償責任を負った場合に備えて上記の賠償責任保険を導入し，その加入受付事務などを行っております。

なお，工学部学生・大学院先端技術科学教育部博士前期課程学生は全員加入することになっています。他の学生は任意加入です。またこの保険の概要は次のとおりです。

対象となる活動

大学が，教育活動の一環として，正課，学校行事又は課外活動のいずれかに位置付ける国内でのインターンシップ，介護体験活動，教育実習，保育実習，ボランティア活動及びその往復途中を対象とします。

賠償責任保険の内容

国内において，学生が，正課，学校行事又は課外活動として，インターンシップ，介護体験活動，教育実習，保育実習又はボランティア活動を行う際に，他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

補償の対象者

大学・大学院に在籍する学生で「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限ります。

インターンシップ中

❶インターンシップ活動中，派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせた。

❷インターンシップ活動中，派遣先の機械を使用し，誤って壊してしまった。

介護体験活動中

❸介護等体験活動中，入浴していた老人を持ち上げようとし，誤ってけがさせた。

教育実習中

❹教育実習中，実習先の学校のパソコンを落として破損させてしまった。

補償金額・保険料

活動内容 / 補償内容	正課，学校行事又は課外活動として行われるインターンシップ，介護体験活動，教育実習，保育実習，ボランティア活動及びその往復途中
対人賠償 対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度（免責金額0円）
保険料（1年間）	210円

保険期間

4月1日～翌年3月31日（1年間）

※工学部の学生さんは，入学時に加入しています。（留年等により修業年限を超える場合は，新たに加入する必要があります。）

補償の対象となる主な場合（詳しくは約款によります。）

1 対象となる活動中（往復途中を含む。以下同様。）に，次に掲げる事由により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。以下同様。）を負わせ，又は他人の財物を損壊（滅失，毀損若しくは汚損）させ，被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

- 活動に伴い発生した偶然な事故
- 活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故（飲食物に限ります。）
- 活動の結果に起因する偶然な事故

2 対象となる活動に伴って占有，使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊，紛失又は盗取（詐取を含む。）により，受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害

賠償責任を負った場合。

補償の対象とならない主な場合（詳しくは約款によります。）

1 被保険者の故意による事故
2 被保険者の心神喪失に起因する事故
3 自動車・昇降機・航空機・船舶・車両又は動物の所有・使用・管理に起因する事故
4 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
5 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
6 地震・噴火・津波による事故
7 生産物又は仕事の瑕疵に起因する当該生産物又は仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
8 排水・排気に起因する事故
9 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊，紛失，盗難など

詳細については，学務部学生生活支援課（☎656 － 7078）又は各学部の学務係・教務係までお問い合わせください。

3 その他の各種保険

スポーツ安全保険

財団法人「スポーツ安全協会」が取り扱うもので，スポーツ活動やボランティア活動等の種類によって，保険料や保険金が異なります。また，スポーツ以外の文化系サークルも，安い保険料で加入でき，演奏旅行中なども対象になります。

（個人では加入できず，５名以上の団体やグループ単位で加入できる。）

財団法人徳島県体育協会
スポーツ安全協会徳島県支部（林業センター内）　☎655 — 3660

学生総合共済

徳島大学生活協同組合が取り扱っている共済です。

自分自身の病気，事故，ケガや家財，借家人賠償が対象。

学生賠償責任保険

他人に対する賠償責任補償（日常生活や正課の講義・実習・行事など）

旅行保険

国内用と外国用があり，どちらも旅行中のケガや病気，器物を破損した場合の補償があります。

また，海外で事故にあった場合に，日本語によるテレホンサービス網を整備している会社もあります。

自動車損害賠償責任保険（自賠責）

法律で加入が強制されている保険です。原付自転車（バイク）にも適用されます。バイクを利

用する学生は，保険期限切れに注意してください。
２年間～５年間までの長期契約による割安制度もあります。

徳島大学生活協同組合本部へ　☎652 ― 1073

学研災付帯学生生活総合保険

財団法人日本国際教育支援協会が取り扱っている保険です。
自分自身の病気，事故，ケガや家財，借家人賠償が対象。

学生生活総合保険相談デスク　☎0120 ― 811 ― 806

学生生活Q＆A

Q 学生証をなくしたときは？

A 学生証は本学の学生であることを証明する重要なもので，各種証明書の発行，図書館等の施設の利用など様々な機能があります。紛失した場合は直ちに，総合科学部・工学部の学生は学務部教育支援課，医学部・歯学部・薬学部の学生（共通教育の授業を受講している１，２年生は，学務部教育支援課でも再発行できます。）は各学部教務係・学務係で再発行の手続きをとってください。 **P 12 参照**

Q 学割，在学証明書などはどこで発行してもらえますか？

A 学割，在学証明書とも諸証明自動発行機で交付されます。諸証明自動発行機は常三島地区の共通教育４号館１階学務部，蔵本地区の医学部基礎学実験研究棟１階に設置していますので，ご利用の際には必ず学生証をお持ちください。 **P 15 参照**

Q 教室変更や休講情報を知りたいときは？

A 教室変更や休講情報など学生への連絡事項は，学生掲示板に掲示することによりお知らせしますので，毎日必ずチェックするよう心がけてください。また，全学共通教育の休講情報については，全学共通教育センターのホームページでもお知らせしています。

Q やむを得ない理由で授業を休む場合，欠席届はあるのですか？

A 病気，忌引きなどで授業を休んでも欠席届はありませんので，各授業担当教員に相談してください。上記の理由で学期末試験を受けられなかった場合は，追試験の実施を願い出ることができますので，全学共通教育科目については学務部教育支援課共通教育係，専門科目については各学部の学務係・教務係へ申し出てください。

Q 構内で落とし物をしたときは？

A 共通教育棟における落とし物は，学務部教育支援課共通教育係で預かっています。その他の場所での落とし物については，お近くの各事務室で尋ねてください。

Q 学内の施設（教室・食堂・グラウンド）などを借りたいときは？

A 共通教育４号館の講義室は学務部教育支援課共通教育係に，食堂は学務部学生生活支援課学生支援係に，総合科学部運動場は総合科学部学務係にそれぞれ願い出てください。

Q 奨学金を受けたいときは？

A 日本学生支援機構，地方公共団体や民間育英団体の奨学金があり，募集は各学部の掲示板等にてお知らせしますので，総合科学部・工学部は学務部学生生活支援課生活支援係，医学部医学科・栄養学科は医学部学生係，医学部保健学科は医学部第二教務係・歯学部・薬学部は所属学部の学務係に申し出てください。なお，募集の掲示は４月～５月上旬に集中しますので，見落としのないよう注意してください。 **P 18 参照**

Q 生活費などが不足し，緊急にお金を借りたいときは？

A 本学には「学生金庫」という貸付制度があります。貸付金は無利子・無担保で，限度額は10万円，貸付期間は90日以内です。貸付を受けたい場合は学生後援会（学務部教育支援課内），又は所属学部の学務係・教務係の窓口で相談してください。 **P22 参照**

Q 寮に入りたいときは？

A 寮は毎年2月頃新入生を対象に募集しますが，途中で退寮者が出たり，入居者が少ない場合には，追加募集をすることもあります。追加募集の連絡は掲示板にて行いますので，入寮希望する方は定期的に確認してください。 **P25 参照**

Q 健康診断証明書が必要になったときは？

A 学務部学生生活支援課学生支援係や医学部の教務係，歯学部・薬学部の学務係，保健管理センターで発行していますので，必要な場合は，窓口で申請してください。定期健康診断を受診していないと発行できませんので，健康診断は毎年必ず受けてください。 **P27 参照**

Q 学生生活上の種々な困り事や悩みについて相談したいときは？

A 「徳島大学学生相談室」がサポートします。修学・履修上の問題・人間関係・自分の性格や行動・セクハラ，アカハラなどの人権問題・悪質商法など様々な相談に学生相談員，人権問題相談員，法律アドバイザー，カウンセラーが対応します。秘密は守りますので，一人で悩まないで気軽に利用してください。 **P28 参照**

Q 課外活動中にケガをしたときは？ Q 通学中に事故に遭って入院したときは？

A 本学では，入学時に全学生が学生教育研究災害傷害保険に正規の修業年限期間加入しており，正課授業中，課外活動中あるいは通学中の事故やケガについて補償されます。窓口は総合科学部・工学部が学務部学生生活支援課学生支援係，医学部・歯学部・薬学部が各学部教務係・学務係となっていますので，事故発生後は早めに連絡してください。また，学生総合共済に加入している方は，生協事務所にお問い合わせください。 **P32 参照**

Q 住所や電話番号を変更したときは？

A 学生への連絡は掲示により行っていますが，緊急の連絡等に必要な場合がありますので，変更があれば所属学部の学務係・教務係まで届け出てください。 **P14 参照**

Q 学内で盗難にあったときは？

A 学内で盗難にあった場合はすぐに，各学部の学務係・教務係へ連絡をしてください。盗難にあわないよう，現金・貴重品は必ず身につける，バイク・自転車を駐輪するときはカギをかけるなど，各自で十分な注意をしましょう。

Q アルバイトを紹介してほしいときは？

A 常三島地区の学生会館1階ホール，蔵本地区の蔵本会館2階事務室前に求人ファイルを置いてありますので，家庭教師のアルバイトに関しては学務部学生生活支援課学生支援係へ，その他のアルバイトに関してはそれぞれの求人先へ直接申し込んでください。

Q 大学構内に駐車をしたいのですが。

A 本学では身体障害者等特別な事情のあるものを除き，自動車通学は原則として禁止しています。通学には自転車やバイク，公共交通機関をご利用ください。

Q 徳島県北部（徳島・鳴門）に気象警報が発令されたときは？

A「暴風警報と大雨警報」,「暴風警報と洪水警報」,「大雪警報」が午前７時に発令中の場合は午前の授業を，午前 11 時に発令中の場合は午後の授業を，午後４時に発令中の場合は工学部夜間主コースの授業を休講とします。また，授業開始後に警報が発令された場合は，次の時限以降の授業を休講とします。

Q 休学をしたいときは？

A 病気などの理由により休学をしようとする場合には，各学部の学務係・教務係に願い出てください。休学期間が満了になっても，なお引き続いて休学する必要がある場合は，許可されている期間が終わるまでに，休学の延長を願い出てください。 **P 14 参照**

Q 体調が悪くなったときは？

A 常三島地区の保健管理センター，蔵本地区の蔵本保健室では，無料で診察（保健管理センターのみ。風邪薬，胃腸薬等の投与は蔵本保健室でも可。）や応急処置が受けられます。また，気分が悪いときは休養室で休むこともできます。

Q 就職についての相談をしたいときは？

A 常三島地区には就職支援センター，蔵本地区には蔵本会館２階に分室がありますので利用してください。パソコンで就職情報が検索できますし，就職相談や模擬面接の実施，参考書や問題集の貸出も行っていますので，就職活動をはじめる前から積極的に足を運んでください。 **P 48 参照**

Q 授業に関することが知りたいときは？

A 全学共通教育科目については，学務部教育支援課共通教育係へ，専門科目については，所属学部の学務係・教務係へ問い合わせてください。

Q 全学共通教育科目のＷｅｂ履修登録のパスワードを忘れたときは？

A 学務部教育支援課共通教育係，又は所属学部の学務係・教務係へ問い合わせてください。

Q 授業料の振込先を変更したいときは？

A 常三島会計事務センター第一経理係 656−8850，又は蔵本会計事務センター第一経理係 633−9553 まで問い合わせてください。

Q 氏名が変わったときは？

A 所属学部の学務係・教務係へ届け出てください。

3 課外活動

課外活動（サークル）団体……42

課外活動施設……44

課外活動用物品の貸し出し……45

課外活動の行事……45

課外活動（サークル）団体

学生生活を有意義に送るためには，勉学に励むとともに広い視野を求め，豊かな情報を身につけ，健康な心身を育成して，全人的な成長をはかることが大切です。各人の趣味や個性，あるいは生活条件に適応したサークル活動に自主的創作意欲をもってあたれば，必ず人格を幅広いものとし，学生生活は明るく潤いのあるものになるでしょう。

なお，大会・試合等の学外活動をする場合においては，徳島大学の学生であるという自覚を持って，本学の名を汚さぬよう行動するのは当然ですが，参加する大会や所属する協会等の大会規則・ルールの遵守に努めてください。

サークルに加入しようとするときは直接その団体に申し出てください。

以下の団体についての連絡先等は学生生活支援課学生支援係でお尋ねください。

1 文化系サークル団体

常三島地区（29 団体）

番号	サークル名	助言指導教員		番号	サークル名	助言指導教員	
1	新聞会	仙波　光明	総合	16	フルバンド部	宮澤　一人	総合
2	交響楽団	南川　慶二	工学	17	ポップス研究会	荒木　秀夫	〃
3	演劇部	今井　晋哉	総合	18	児童文化研究部	佐竹　昌之	〃
4	映画研究部	三輪　昌史	〃	19	虎林図	荒木　秀夫	〃
5	写真部	長町　拓夫	工学	20	フォーク村（F.V.T.）	西尾　芳文	工学
6	美術部	平木　美鶴	総合	21	コンピュータークラブ	仁木　登	〃
7	茶道部	金丸　芳	〃	22	イラストレーション研究部	宮澤　一人	総合
8	ギターアンサンブル部	依岡　隆児	〃	23	放送研究会（Megapheps）	水島多喜男	〃
9	リーダークライス	南川　慶二	工学	24	邦楽部	藤澤正一郎	工学
10	マンドリンクラブ	宮崎　隆義	総合	25	アストロラーブ	伏見　賢一	総合
11	文学クラブ	田島　俊郎	〃	26	将棋部	森　篤史	工学
12	東洋哲学研究会	中川　秀幸	〃	27	囲碁部	谷　憲治	医学
13	書道部	三好　徳和	〃	28	デジタルアート研究部	光原　弘幸	工学
14	学生ボランティア	福森　崇貴	〃	29	中国語サークル	Gehrtz-三隅友子	国際セ
15	部落問題研究会	堤　和博	〃				

蔵本地区（４団体）

番号	サークル名	助言指導教員		番号	サークル名	助言指導教員	
1	蔵本茶道部	羽地　達次	歯学	3	蔵本書道部	福井　清	医学
2	蔵本軽音楽部	中西　秀樹	医学	4	蔵本外国語研究会	福井　清	〃

2 体育系サークル団体

常三島地区（37 団体）

番号	サークル名	助言指導教員		番号	サークル名	助言指導教員	
1	自動車部	木戸口善行	工学	20	拳法部	橋本 親典	工学
2	ヨット部	加藤 真介	医学	21	ラグビー部	野田 稔	〃
3	硬式庭球部	福井 清	〃	22	体操部	前田 健一	保セ
4	柔道部	永廣 信治	〃	23	ユースホステル部	宮田 政徳	開放
5	バスケットボール部	村上 公一	総合	24	空手道部	渡辺 健	工学
6	卓球部	成行 義文	工学	25	合気道部	三輪 昌史	〃
7	陸上競技部	佐竹 昌之	総合	26	剣道部	河田 佳樹	〃
8	ソフトボール部	田中 均	工学	27	モダンダンス部	中村 久子	総合
9	サッカー部	荒木 秀夫	総合	28	ハンドボール部	長尾 文明	工学
10	ワンダーフォーゲル部	米倉 大介	工学	29	ゴルフ部	吉田 憲一	〃
11	サイクリング部	宮崎 隆義	総合	30	アメリカンフットボール部	安澤 幹人	〃
12	弓道部	橋爪 正樹	工学	31	釣り部	浜野 龍夫	総合
13	水泳部	中屋 豊	医学	32	ラクロス部	渡部 稔	〃
14	バドミントン部	今井 昭二	総合	33	軟式野球部	日下 一也	工学
15	ソフトテニス部	橋爪 正樹	工学	34	ライフル射撃部	三浦 哉	総合
16	バレーボール部	真壁 和裕	総合	35	フットサル部	草野 剛嗣	工学
17	潜水科学クラブ	中野 晋	工学	36	スノーボード部	三浦 哉	総合
18	ボート部	杉山 茂	〃	37	自転車競技部	宇都 義浩	工学
19	硬式野球部	今井 仁司	〃				

蔵本地区（12 団体）

番号	サークル名	助言指導教員		番号	サークル名	助言指導教員	
1	蔵本弓道部	石村 和敬	医学	7	蔵本ソフトテニス部	武田 英二	医学
2	蔵本合気道部	上野 淳二	〃	8	蔵本バドミントン部	土井 俊夫	〃
3	蔵本剣道部	安井 夏生	〃	9	蔵本バスケットボール部	泉 啓介	〃
4	蔵本空手道部	丹黒 章	〃	10	蔵本卓球部	香美 祥二	〃
5	蔵本柔道部	永廣 信治	〃	11	蔵本ラグビー部	中西 秀樹	〃
6	蔵本硬式野球部	中西 秀樹	〃	12	蔵本硬式庭球部	福井 清	〃

助言指導教員とは

助言指導教員は，学生団体の活動内容に関して，専門的役割あるいは知識を有しているとは限らず，必ずしも指導監督をする義務を負うものではないが，課外活動が円滑かつ効果的に行われるように，側面から教育的な助言や精神的な協力を行います。

課外活動施設

課外活動施設の利用については，学生生活支援課学生支援係又は蔵本会館事務室に問い合わせてください。

1 学生会館・蔵本会館

常三島地区

学生会館　大集会室，第１・２集会室，第３集会室，第４集会室，第５集会室，第６集会室，共用談話室

蔵本地区

蔵本会館　大集会室，第１集会室，第２集会室，会議室，和室１・2，共用談話室

2 サークル部室

常三島体育館 38 室，学生会館６室，総合運動場 26 室
蔵本地区 26 室

3 課外体育施設

常三島地区

常三島体育館　ハンドボール，バスケットボール，バレーボール，バドミントン，卓球，体操，フットサル，柔道，剣道，空手道，合気道，拳法，モダンダンス

音楽練習棟１・２

蔵本地区

蔵本体育館　合気道，剣道，空手道，柔道，バレーボール，バドミントン，バスケットボール，卓球

弓道場

蔵本運動場

総合運動場（北常三島町）

400ｍトラック，フィールド（ラクビー，サッカー兼用）１面，テニスコート（オムニコート）７面，弓道場，トレーニングルーム

その他

ボート艇庫（板野郡北島町高房），ヨット艇庫（鳴門市北灘町櫛木）

課外活動用物品の貸し出し

学生及びサークル団体が日常の課外活動を行う際の貸出用物品として，下記の品々を揃えています。利用希望団体は事前に学生生活支援課学生支援係まで申し出てください。

主な物品はテント，長机，パイプ椅子，脚立，ハンドマイク，ワイヤレスマイク，ビデオカメラ，暗幕，延長コード・キャンプ用品，クーラーボックス，ソフトボール用具等。

課外活動の行事

本学における課外活動の中で全学的な行事としては，五月祭（５月），四国地区大学総合体育大会（７月），大学祭（11 月），中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会（11 月）及び徳島大学駅伝大会（１月）があります。いずれも本学にとっては，大きな行事です。

五月祭

五月祭は，主として新入生を対象に学生相互の親睦をはかることを目的とし，毎年５月に開催しています。不安や期待を抱き入学した皆さんが一丸となって企画し，ステージ，模擬店，貫歩企画などで交流の輪を広げます。

四国地区大学総合体育大会

この大会は，学生の健全なる体育の発展と学生相互の親睦をはかることを目的として，四国地区の国・公・私立（短大を含む）30 大学の学生が参加し，６月下旬～７月初旬に開催します。平成 24 年度は，高知大学が当番校として開催します。

大学祭

大学祭は，今年で 60 回目を迎えることになります。平成 24 年度は 11 月 3 日(土)～ 11 月 4 日(日)の 2 日間開催します。各学部，各サークルの趣向をこらした催し物，学部研究室の一般開放，市民と学生のつどいなど地域社会との交流もいろいろ企画され，全学あげての多彩な祭典がくりひろげられます。

中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会

この大会は，学生の健全なる文化の発展と学生相互の親睦をはかることを目的として，中・四国の国立大学法人 9 大学の学生が参加して行われます。平成 24 年度は，愛媛大学が当番校となり，12 月 14 日(金)～ 12 月 16 日(日)に開催します。

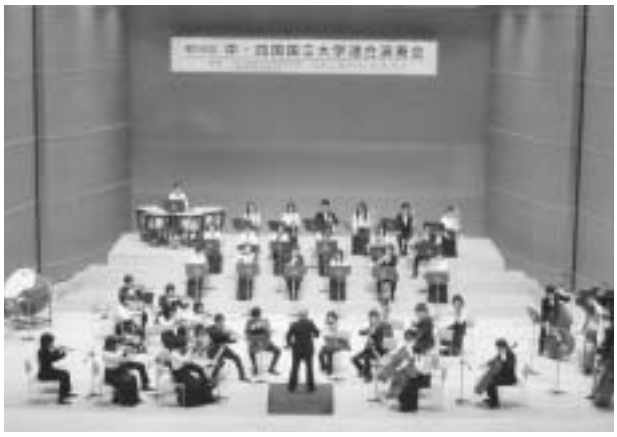

4 就職支援

就職に向けて……48

就職に向けて

新入生の皆さん，就職なんてまだまだ先のことと思っていませんか。

大学院へ進学される人もたくさんいると思いますが，いずれは「就職」の路を選ばなくてはなりません。希望の進路へ進むためには，これからの４年間の大学生活をいかに有意義に過ごすかが重要であり，結果として進路に表れてきます。１年次から進路に対する心構えや意識を持って，充実した大学生活を送るようにしましょう。

1 就職支援センターの利用

就職・進路関係ＨＰアドレス（http://www.tokushima-u.ac.jp/Gareer/）

場　　所

常三島キャンパス　　総合科学部共通教育４号館１階
☎（088）656－7635　　E-mail　gkseisyu@jim.tokushima-u.ac.jp
蔵本キャンパス　　蔵本会館２階

利用時間

常三島キャンパス　　月曜日～金曜日　８：30～17：15
蔵本キャンパス　　月曜日～金曜日　13：00～21：00

利用設備

・求人企業ファイル（県内外約 1500 社収納）

求人票は自宅のパソコンで見ることができます。

1 徳島大学お知らせシステムのポートフォリオにメール配信登録が必要です。

2 求人情報検索システム「UniCareer」

Unicareer は，携帯電話からも利用でき，求人情報の検索だけでなくエントリーやセミナーの予約が可能です。

利用するには，ID とパスワードが必要になりますので，就職支援センターまでお問い合わせください。

・パソコン４台（就職情報検索用），プリンター１台［常三島キャンパス］

パソコン２台（就職情報検索用），プリンター１台［蔵本キャンパス］

・閲覧用図書・雑誌等（貸出も行っています）

一般常識問題，ＳＰＩ適性検査，エントリーシートの書き方，履歴書の書き方，

国家公務員・地方公務員・警察官採用試験等の過去問題集，教員採用試験問題集等

就職相談

就職活動におけるアドバイスやエントリーシートの添削，模擬面接を受けられます。

希望者は「就職支援センター」に申し込んでください。（直接又は電話で）

【就職相談実施日】　※予約が必要　　□は 12 月から，△は２月・３月・４月実施
常三島の相談時間は，２月・３月・４月は全ての曜日で 17 時まで

	相談時間	月	火	水	木	金
常三島	9:00 ～ 12:00	□		△		△
	13:00 ～ 16:00	○	○	○	○	○
蔵本	18:00 ～ 21:00			○		

2 就職活動支援等

就職支援センターでは，「キャリア形成支援」・「就職活動支援」及び「インターンシップ」を行っています。

キャリア形成セミナー（主に１，２年次生）

1 自分の将来・人生を大まかにでもしっかりと設計する（キャリア設計能力）

2 職業生活の中で自分が何を実現しようとするのか，職業に対してどういう意味づけをするのか（キャリア・職業観）

3 自分はどの道を歩むのか（キャリア・職業の選択）

4 そのためには何をすべきなのか（職業・専門能力）などを学ぶ。

インターンシップ（主に３年次生及び院１年次生）

1 徳島大学と受入協定締結している企業・行政機関等で就業体験（選択科目で単位認定）

2 全国の企業が独自に行うインターンシップ（１週間程度，受け入れ先では正社員と同様の立場で実習）へ積極的に活動

就職活動支援（主に３年次生及び院１年次生以降）

主な流れ

1 公務員・教員試験対策（５月から開始）
2 お知らせシステムのポートフォリオからの就職情報のメール配信
3 就職ガイダンス（就職活動への心構え，就職活動の進め方等）開催
4 自己分析（理解），エントリーシート対策，ＳＰＩトレーニング等指導
5 企業担当者による業界研究・企業研究指導
6 社会人常識・マナー指導
7 学内企業合同説明会，学内個別会社説明会等開催
8 学外の企業合同説明会へ参加（※就職支援バスを運行，平成 24 年度も実施予定）
9 就職相談員による就職相談，エントリーシート等添削，模擬面接指導

学内企業合同説明会

大阪マーチャンダイズ・マート

就職支援センターでは，様々な形で皆さんの力になれるよう情報の提供や質問への回答等を行っています。就職について知りたいこと，疑問や悩み等がありましたら，お気軽にお問い合わせください。

就職相談の様子

・初めての就職活動は、とても不安なものです。その不安を解消し、面接のアドバイスや履歴書の書き方など、経験豊富な相談員が対応してくれます。
・１～２年生の皆さんの相談も歓迎します。

学生の就活支援団体「アクティブ」

・就職活動を経験し、内定をもらった学生（４年生）が、学生の立場で就職活動をする学生の皆さんを支援します。
・グループ面接や個別面接の具体的な経験をお話します。

5 国際交流

短期留学制度・語学研修制度の概要……52

留学生を通じた国際交流は，諸外国の大学との一層の拡充を図り，相互の教育・研究水準を高めるとともに，友好関係の発展，強化のための重要な架け橋となっております。

現在，徳島大学には19か国から約250人が留学生として在学しており，国際交流の推進を担っています。

一方本学の学生が外国の大学等に留学する機会も増えており，平成23年度には延べ106人の学生が外国の大学に短期留学しています。近年留学交流の新たなニーズとして，外国の大学に12か月を限度とする短期留学制度が設けられたことにより留学生交流が活発化しています。

この他に，春期・夏期の休業期間を利用して英語・中国語の語学研修制度に参加している学生も年々増加しています。

なお，平成18年度に先端技術科学教育部では，学術交流協定を締結している11大学（韓国海洋大学校，東義大学校，ハルピン工業大学，同済大学，西安交通大学，北京郵電大学，大連理工大学，フロリダアトランティック大学，トゥールーズ工科大学，台湾南台科技大学及び国立台湾科技大学）と連携し互いに学生を派遣し最先端研究現場を高度実習用に活用して学生に幅広い知識を身につけ高い課題探求能力と課題解決能力を持つ創造性に優れた人材を養成することを目的とした制度が認められています。この場合には協定校からも学位の授与が受けられる制度です。

短期留学制度等の概要は以下のとおりですが，詳しい内容については研究国際部国際課まで問い合わせてください。

短期留学制度・語学研修制度の概要

短期留学制度は，徳島大学と諸外国の大学（別表１）との間において，12か月を限度として派遣する留学制度です。

短期留学制度の特徴

1 徳島大学に在籍したままで海外の大学に留学し，留学期間終了後に徳島大学に戻り学業を継続し卒業又は修了することができます。

2 留学先大学において教育を受け取得した単位及び研究については，その内容により所属学部・教育部において，卒業又は修了要件の単位等として認定されます。

3 留学先大学における検定料・入学料・授業料が免除されます。

短期留学のための奨学金制度

1 日本学生支援機構による留学生交流支援制度（短期派遣）

学生交流に関する協定等に基づき，外国の大学との間で相互に学生を交換する場合に日本の大学から派遣される学生に対し選考により奨学金が支給されます。

派遣期間……３か月以上12か月以内

支給月額……月額８万円

2 徳島大学による短期留学制度

徳島大学では，「徳島大学国際教育研究交流資金」及び「藤井・大塚国際教育研究交流資金」の国際交流事業のうち「学生の海外留学に対する援助事業」として，選考により奨学金が支給されます。

正規課程で学部２年次以上及び大学院に在籍している学生を対象としております。
派遣期間……３か月以上12か月以内
支給月額……３～５万円（派遣国地域により異なる）

春季・夏季等休業期間中の語学研修制度について

春季・夏季等の休業期間を利用して，外国の大学等が開設している語学研修（英語・中国語）に参加するもので，所定の条件のもとで全学共通教育の外国語科目の単位が認定されます。単位の認定については事前に共通教育係で相談してください。

なお，この語学研修での全ての必要経費は個人負担となります。

学生後援会による支援助成

Ｐ 22 参照してください。

別表１【徳島大学と学生交流協定（覚書）締結校 29 大学】

平成 24 年１月１日現在

大学名	国名	大学名	国名
オークランド大学	ニュージーランド	モンゴル健康科学大学	モンゴル
哈爾濱工業大学	中国	大連理工大学ソフトウエア学院	中国
トゥールーズ工科大学	フランス	ゴンダール大学	エチオピア
フロリダ アトランティック大学	アメリカ	大連理工大学研究生院	中国
四川大学	中国	南京大学	中国
武漢大学	中国	東義大学校大学院	韓国
ガジャマダ大学	インドネシア	ハノーバー医科大学	ドイツ
慶北大学校	韓国	中国医科大学口腔医学院	中国
復旦大学	中国	コロラド大学ボルダー校	アメリカ
同済大学	中国	南台科技大学	台湾
韓国海洋大学校	韓国	ヘルシンキメトロポリア応用科学大学	フィンランド
吉林大学	中国	北京航空航天大学自動化科学電気工程学院	中国
ヴィスバーデン大学	ドイツ	国立台湾科技大学工学部	台湾
テキサス大学	アメリカ	国立台湾科技大学電気電子情報学部	台湾
西安交通大学	中国		

別表２【徳島大学学生の派遣留学生数】

平成 23 年度

国名	派遣大学名	派遣学生数
台湾	国立台湾科技大学 南台科技大学 環球科技大学	２人 ２人 １人
韓国	慶北大学校 韓国海洋大学校 ソウル国立大学校	12 人 ３人 ３人
中国	西安交通大学 武漢大学 同済大学 復旦大学	４人 ２人 １人 ２人
タイ	チェンライラパチャット大学	３人
モンゴル	モンゴル健康科学大学 モンゴルビジネス大学	５人 ６人
マレーシア	マラッカマレーシア大学	１人
アメリカ	フロリダアトランティック大学 コロラド大学ボルダー校 テキサス大学 パサディナ市立大学 南イリノイ州立大学カーボンデール校	８人 ３人 ２人 ２人 ２人
カナダ	ブリティッシュコロンビア大学	１人
フランス	トゥールーズ工科大学	５人
ドイツ	ハノーバー医科大学	２人
フィンランド	ヘルシンキメトロポリア応用科学大学	４人
スウェーデン	ルンド大学	１人
オーストラリア	モナシュ大学 English Language Centre	23 人
ニュージーランド	オークランド大学 オークランド大学 English Language Academy	３人 ３人

別表３【徳島大学外国人留学生在籍状況】

◆国別◆

平成 24 年 1 月 1 日現在（単位：人）

区分／国又は地域名		学部学生			大学院生			研究生等			合計		
		計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費
アジア	インドネシア				12	3	3				12	3	3
	台湾							6	2	0	6	2	0
	韓国				18	6	3	6	3	2	24	9	5
	中国	3	2	0	91	43	8	22	13	0	116	58	8
	バングラデシュ				12	4	4				12	4	4
	ベトナム	2	1	0	6	4	3				8	5	3
	マレーシア	15	8	0	4	0	0				19	8	0
	モンゴル				21	10	2	3	2	1	24	12	3
	東ティモール							1	0	1	1	0	1
北米	アメリカ	1	1	0	1	0	0	2	0	0	4	1	0
中南米	メキシコ							1	1	1	1	1	1
	パラグアイ							1	1	0	1	1	0
	ペルー				1	1	1				1	1	1
欧州	ベラルーシ共和国				1	0	1				1	0	1
中東	クウェート				1	0	1				1	0	1
アフリカ	ウガンダ	1	0	1							1	0	1
	エジプト				12	4	0				12	4	0
	ギニア							1	0	0	1	0	0
	ケニア				1	1	1	1	0	1	2	1	2
合計　19ヶ国		22	12	1	181	76	27	44	22	6	247	110	34

◆所属別◆

平成 24 年 1 月 1 日現在（単位：人）

所属／区分	学部学生			大学院生			研究生等			合計		
	計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費	計	うち女子	うち国費
総合科学部	2	2	0				18	12	0	20	14	0
医学部							1	1	0	1	1	0
歯学部							1	1	0	1	1	0
薬学部							0	0	0	0	0	0
工学部	20	10	1				12	3	0	32	13	1
総合科学教育部				21	15	1				21	15	1
医科学教育部				30	12	5				30	12	5
栄養生命科学教育部				8	5	5				8	5	5
保健科学教育部										0	0	0
口腔科学教育部				13	9	5	1	1	0	14	10	5
薬科学教育部				7	4	3				7	4	3
先端技術科学教育部				102	31	8	6	1	1	108	32	9
日本語研修生							5	3	5	5	3	5
合計	22	12	1	181	76	27	44	22	6	247	110	34

別表４【徳島大学における過去５年間の留学生受入数】

各年度５月１日現在（単位：人）

区分／年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
国費	46	45	41	42	32
政府派遣	10	12	15	16	15
私費	196	202	202	204	207
計	252	259	258	262	254

6　附属図書館

附属図書館

附属図書館は，本学における教育や研究を支援するために必要な図書・雑誌等の資料を収集・整理・保存し，学生・教職員や一般市民の方々の利用に供しています。

附属図書館は，本館と蔵本分館で構成されています。本館は総合科学部・工学部や全学共通教育センターのある常三島キャンパスにあり，蔵本分館は医学部・歯学部・薬学部のある蔵本キャンパスにあります。図書館の利用案内については，本館・分館とも図書館ホームページに掲載しています。また，それぞれのサービスカウンターに図書館利用案内のリーフレットを備えています。

本館は，みなさんがこれから受講する全学共通教育のための図書館でもあります。本館を利用するための情報，本館が提供するサービスは，次のとおりです。

図書館ホームページ

http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/

携帯電話用ホームページ

http://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/limedio/i/

（携帯電話から図書や雑誌の蔵書検索や，開館時間カレンダーを見ることが出来ます。また，台風などによる臨時休館もお知らせします。）

サービスカウンター

TEL 088 － 656 － 9696

1 開館時間及び休館日について

開館時間

・月曜日～金曜日
　8：40～22：00
・土曜日，日曜日，祝日
　10：00～17：00

ただし，春季，夏季，冬季及び学年末各休業期間中の開館時間は次のとおりです。

・月曜日～金曜日
　8：40～17：00
・土曜日
　10：00～17：00
　※日曜日，祝日は休館です。

休館日

・学生休業期間中の日曜日・祝日
・５月の連休
・８月の徳島大学夏季一斉休業日
・大学祭期間中
・年末年始（12 月 28 日から翌年１月４日まで）

・毎月第２金曜日の午前中（4，7，1，２月を除く）
※開館時間の変更，臨時休館は図書館ホームページ及び掲示でお知らせします。

2 図書館利用証

学生証が図書館利用証を兼ねています。

3 入 退 館

図書館に入館するときは，下記の事項を遵守してください。

- 入館ゲートのカードリーダーで学生証のバーコードを読み込ませてから入館してください。
- 退館ゲートにブックディテクション・システムを設置してあり，貸出手続をせずに図書を館外に持ち出すとブザーが鳴ります。ブザーが鳴った場合には，係員の指示に従ってください。

4 資料の利用

- 閲覧室及び書庫に備付けの図書・雑誌・新聞は，自由に閲覧することができます。
- 閲覧は所定の閲覧室で行い，閲覧後は元の場所に返してください。
- １階ホールには，当日分の新聞，一般月刊雑誌及び週刊誌を備え，１階閲覧室には，日本語学習や日本事情紹介のための図書を備え付けた留学生コーナー及び徳島県関係資料を置いている郷土資料コーナーがあります。

5 図書貸出

貸出手続

借りたい資料は，図書自動貸出装置により利用者自身で手続きしてください。画面のメッセージに従って簡単に操作できます。
なお，サービスカウンターでも貸出手続きをしています。

貸出冊数と期間

館外に貸出できる冊数と期間は，次のとおりです。

冊数	５冊以内
期間	14 日以内
	（大学院生は書庫内の図書については，冊数 20 冊以内，期間 30 日以内）

貸出できない資料

次の資料は，館外に貸出できません。
ａ貴重資料　ｂ辞書・事典類　ｃ学術雑誌　ｄ新着雑誌　ｅ郷土資料　ｆ抄録誌及び索引誌
ｇ特に指定した資料

返却手続

返却する資料は，サービスカウンターの係員に渡してください。閉館している時は，玄関にあ

るブックポストに投函してください。ただし，視聴覚資料については，必ずカウンターの係員に返却してください。

予約

他の人が借りている図書を予約することもできます。係員にご相談ください。

6 視聴覚コーナー

１階閲覧室内の視聴覚コーナーでは，ビデオテープ，ＤＶＤなどの映像資料及びカセットテープ，ＣＤなどの音声資料が利用できます。また，ＢＳ放送を視聴することができます。

7 グループ研究室，グループワークコーナー，カフェテリア

少人数で話し合いながら勉強したいときには，１階閲覧室内のグループ研究室及び，グループワークコーナーが利用できます。また，飲食できるカフェテリアが１階ホール横にあります。

8 学習用個人ブース，研究個室

- ２階学習室及び３階ホールに学習用個人ブースが 60 席あります。
- ２階及び３階の閲覧室には，教員及び大学院生用の研究個室があります。研究個室の予約がないときは，学部学生の方も利用できます。

9 学生用図書購入希望

図書館にない本の購入希望を受け付けています。

10 参考調査

「～について調べるにはどんな資料をみたらいいの」等の質問がある時は，１階サービスカウンターで受け付けています。

11 パソコンの利用

ネットワーク接続パソコンを１階及び３階マルチメディアコーナーに 50 台，２階研究個室に５台備えており，履修登録やレポート作成等に利用できます。１階カフェテリアと１階及び３階マルチメディアコーナーに無線ＬＡＮのアクセスポイントを設置しています。

12 文献複写

コピー機による複写

館内にコピー機（コイン式及びプリペイドカード方式）が備えられていますので，著作権に触れない範囲で，図書館所蔵資料の文献複写ができます。複写料金は，１枚 10 円です。

なお，プリペイドカード利用の場合は，あらかじめ生協で購入してください。

マイクロ資料の複写

リーダープリンターを備えていますので，希望者は，サービスカウンターに申し込んでください。複写料金は，1 枚 15 円です。

13 文献の取り寄せ

蔵本分館から

蔵本分館の図書を取寄せて借りることができます。また，蔵本分館所蔵資料のコピーを取り寄せすることもできます。（コピーは有料）

他大学図書館から

学内で求める資料が入手できない場合，図書館を通して他大学図書館等から文献の複写を入手したり，図書の貸出を受けることができます。希望者は，図書館ホームページから申し込んでください。（有料）

14 学外図書館の利用

他大学図書館の利用を希望する場合は，手続きを行いますので，カウンターに申し込んでください。

中国・四国地区国立大学図書館は，学生証の提示で利用することができます。利用の際はその図書館の規定を守ってください。

15 講習会の開催

文献収集法，データベース・電子ジャーナル利用法，所蔵資料の検索法等の講習会を行っています。

16 電子図書館サービス

- 図書館ホームページから資料所蔵検索，文献データベース検索，電子ジャーナルの閲覧ができます。
- 図書館所蔵貴重資料である絵図・古地図等のデジタル画像の閲覧や、「蜂須賀家家臣団家譜史料データベース」の検索及び史料画像の閲覧をすることができます。

17 図書館利用上の注意

- 資料の返却期限は，必ず守ってください。返却期限を過ぎますと，過ぎた日数分の貸出停止のペナルティが付きます。
- 館内で利用した資料は，必ず元にあった場所に返してください。
- 資料，設備その他施設等を汚損又は破損しないように注意してください。

- 館内では静粛を保ち，決められた場所以外では雑談等をしないでください。特に，２階はサイレントゾーンです。
- １階カフェテリアでは飲み物及び軽食をとることができます。その他の場所では，各階に掲示されている「図書館内飲食ルール」に従ってください。また，携帯電話は１階カフェテリアか３階電話ボックス内で使用してください。
- 館内では盗難に注意してください。たとえ短時間でも席を離れるときは，貴重品は必ず身に付けるようにしてください。
- 館内の掲示には注意してください。
- その他係員の指示に従ってください。

なお，蔵本分館の利用については多少取扱いが異なりますので，係員に尋ねてください。

7　日常生活の安全対策

一般的留意事項……64

アルバイトでトラブルに遭わないために……71

薬物乱用防止……71

盗難・遺失物……72

女子学生の皆さんへ……73

ストーカー対策……74

交通事故の防止……75

連絡体制……76

一般的留意事項

1 学生への連絡方法について

掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は，原則として所定の掲示板での掲示により行いますので登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。

授業料免除や奨学金の申請などのように受付期間を定めてある場合は，期間終了後の受付は一切行われませんので特に注意が必要です。

呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが，大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って，電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので，予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません。

2 マイカー通学の禁止

徳島大学のキャンパスでは，教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保，歩行者の安全確保，騒音の防止のため交通規制を実施しており，身体障害者等特別な事情のあるものを除き，マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては，徒歩や自転車又は公共交通機関を利用するようにしてください。

自転車，バイクは定められた駐輪場へ

自転車，バイクは，歩行者の安全・避難経路確保等のため，駐輪場が指定されていますので，必ず所定の場所に置くようにしてください。また，放置自転車は強制的に撤去することがあります。

自転車走行のモラル向上について

最近，本学近辺で本学学生が関係した自転車による交通事故が増えています。自転車による逆走や無謀な走行，夜間の無灯火等が見受けられ，モラルの欠如がいわれています。本学の周辺道路は，近隣住民の方々の生活と密接な関わりをもっており，生活環境の破壊や，交通事故誘発にもつながりますので，特に交通道徳を十分に順守し，自転車走行のモラル向上に努めてください。

自転車盗難の被害に遭わないために

自転車の盗難事件が昼夜を問わず頻発しており，その大半は「鍵をかけていない」という状況にあります。自転車盗難の被害に遭わないために「必ず鍵をかける」（２ロックならさらに安心）という防犯意識が最も必要です。

また，盗難被害にあったときは，所属学部の教務係又は学務部学生生活支援課に届け出をしてください。

3 コンパ等での飲みすぎに注意

新入生歓迎の行事やコンパなど飲酒の機会が多いですが，近頃大学生の飲酒事故が多発し，死亡事故も発生しています。「イッキ飲み」等危険な飲酒は絶対にしないよう，また，コンパなどでは無理に他人にすすめたり，先輩のすすめだからといって安易に飲まないようにしてください。飲酒は満 20 歳を過ぎてから，イッキは危険！

4 喫煙について

構内の喫煙については，灰皿のある喫煙コーナー以外の場所での喫煙は禁止しています。また，歩きたばこや吸い殻のポイ捨てもしないでください。喫煙は決められた場所でマナーを守って吸いましょう。喫煙は満 20 歳を過ぎてから！

注意：蔵本地区キャンパスは全て禁煙となっています。

5 「悪質商法」にだまされないために

学生をねらった悪質商法が多発しています。これらの悪質商法は，学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ，「楽して儲かる」といった気持ちを起こさせ，時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪質商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので，くれぐれも注意してください。

≪キャッチセールス≫

街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ，営業所に連れて行かれて，高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず，はっきり断ること

≪アポイントメントセールス≫

「格安で海外旅行ができ，レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され，実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意

≪マルチ商法≫

「人を紹介するだけで，どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり，知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと，リベートがはいり，さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるというものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの，結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけ。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

≪携帯電話の不当請求≫

使ってもいない電話情報料を請求されたり，使っていても請求業者と利用業者が違ったり，高額な請求をされたときは，相手に電話せず，無視するか，消費者センターなどにすぐ相談してください。

6 「振り込め詐欺」に注意

最近，振り込め詐欺が多発し，手口も巧妙になっています。このような電話を受けた場合には，まず本人に連絡を取り確認する，家族や親戚，警察に相談するなどの点に注意するようご家族に伝

えてください。
　振り込め詐欺の被害に遭わないためにも，家族の携帯電話番号や勤務先の電話番号，友人の連絡先を把握し，日頃から家族間で連絡を取るようにしましょう。

7 カルト宗教団体の勧誘に注意

　カルト宗教団体は，大学キャンパスや一人住まいのマンションなどで「サークル」を装い学生を勧誘する集団で，最初はカルト集団の名前を明かさず，サークル活動と称して勧誘します。
　このような団体に入会すると，マインドコントロールにより正常な判断ができなくなり，皆さんの貴重な学生生活が台無しになってしまいます。

■ カルト宗教の勧誘手口 ■

・カルト宗教の勧誘員は，アンケートを装って個人情報を聞き出す。
・この場合，初めから宗教的な話をすることはありません。「意識調査」などの名目で「友達になろう」，「パーティーに参加しない？」などの話題で油断させてから，個人情報を聞き出す。

◆ こんな事があったら要注意 ◆

・お世辞や賛美によって気分を高めたり，自尊心をくすぐったりする。
・親切そうな勧誘を受けたその場で，判断や決定を迫ってくる。
・親しくなるにつれて「パーティー」や「セミナー」に参加しようと誘ってくる。
・恐怖心，不安感，はく奪感などの弱点をついてくる。
・有名人，権威者の名前を使って信頼を得ようとする。
・正式の団体名や代表者の名前を名乗らず，勧誘者個人の名前を使ったり，ダミーの名称を使ったりする。

● 撃退法 ●

・はっきりと断る。
・１人で判断せず，家族，友達などの意見を聞く。
・氏名，電話番号などの個人情報を教えない。

■ 被害にあったら ■

・被害に遭ったり，勧誘を見かけた時は，学生相談室（TEL088 － 656 － 7637）又は学務部学生生活支援課（TEL088 － 656 － 7086）に相談する。

8 いたずら電話の対応

　最近，女子学生への「いたずら電話（脅迫電話）」の被害が増えています。
「あなたの友達があなたを怒っている…。仲裁してあげたい…。実はあなたを盗撮している…。住所も知っている…。」など，本人は全く身に覚えのないことを言います。
　電話番号など個人情報の管理には十分に気をつけてください。また，いたずら電話と分かったら相手にせずはっきりと断り，学生相談室（TEL088 － 656 － 7637）又は学務部学生生活支援課（TEL088 － 656 － 7086）などに相談してください。

● 対応策 ●

1 知らない相手から電話がかかってきたら，「はい，〇〇です」と自分の名前を言わない。又は電話に出ない。

2 いたずら電話とわかったら相手にせずはっきりと断る。（電話を切る。）
3 常に留守番電話にしておき，相手を確認してから電話にでる。
4 「迷惑電話ストップサービス」などを利用する。
5 しつこい場合は日時・時間・内容をメモ書きにして記録（出来れば録音が望ましい）しておき，後日警察に相談する。
6 一人でいるのが怖い場合は，友人等に泊まってもらうなど一人にならない。
7 電話番号を変更する。

9 不審電話に注意

最近，徳島大学の職員と名乗る者から，学生の保護者宅に「進路指導のため必要なので，学生の下宿先の住所と連絡先を教えて欲しい。」との電話があり，保護者が不審に思い大学に確認したところ，そのような事実はありませんでした。

不審な電話だなと思われる場合は，即答せず，折り返し大学に連絡するなど，必ず事実確認をするよう，ご家族を含め十分に注意してください。

10 インターネット，携帯電話による被害

インターネットや携帯電話によるワンクリック詐欺やネット通販・ネットオークション等の契約トラブルが近年増加しています。こうした被害に遭いやすいのが，インターネットや携帯電話を多く利用する学生です。

1 ネット通販

ネット通販は，大変便利な販売方法ですが，顔が見えないことから，「注文した商品が届かない」「届いた商品が壊れていた」「返品したいが大丈夫か」といった相談が多く寄せられています。ネット通販の注意点としては，電話番号など特定商取引法で義務づけられている表示があるかどうか，利用規約が「一切責任は持たない」「キャンセル料50%」といった一方的内容になっていないか確認することが大切です。とにかく，信頼のおけるネット通販業者を利用することが安全です。

2 ネットオークション

ネットオークションの主なトラブルは，「代金を振り込んだのに商品が届かない」「相手と連絡が取れない」「商品が壊れている・傷が多い・偽物だった」となっています。中には「一番手が辞退したため，次点のあなたに決定しました」とメールが送られてきたので，代金を振り込んだところ商品が送られてこないという「次点落札詐欺」の相談もあります。この「次点落札詐欺」はオークションサイトの補償制度が受けられないため特に注意が必要です。また，入札の際，間違って金額を１桁多く入力してしまったが，取り消しに応じてくれないというものもあります。

3 ネットサービス

オンラインゲームでは，「ある日アカウントが永久停止措置されてゲームに参加できなくなってしまった」というトラブルが半分近く占めています。また，ゲームキャラクターのアイテムや衣装が有料になっており，アイテムを増やし過ぎて請求が高額になっていた相談や，中には本人の知らない間にＩＤが勝手に使われていたという相談もあります。

アダルトサイトでは，無料と思っていた出会い系サイトから料金が請求された相談が最も多

くなっています。無料と表示されていても，無料は登録だけで利用ポイントは有料と，全てが無料というサイトはまずありません。出会った相手は「サクラ」だったという相談もあり，とにかく，出会い系サイトは利用しないことです。

4 不当請求・架空請求

「アダルトサイトの画像をクリックしたら請求画面が表示された」が典型的な事例ですが，中には画像をクリックすると悪意のあるプログラムがダウンロードされ，パソコンを立ち上げる度に，請求画面が表示されるものもあります。不当・架空請求に遭遇したら，身に覚えのない請求には一切応じてはいけません。また，「雑誌に載っていたフリーダイヤル（0120）の音声サービスに電話したところ，相手先の着信履歴に残り執拗に請求電話がかかって来る」という手口もあります。個人情報を知らせないよう注意することも大切です。

5 ウィルス・セキュリティー

「ともこ」「鈴木」というよくある名前を使うことで知人と思わせるメールや異性からの誘惑を内容とするスパムメールを使って，そのメールを開いたらウィルスに感染するケースがあります。また，「ウィニー」等のファイル交換ソフトを利用していたら，ウィルス感染して自分のパソコンの情報が全て流出してしまったという被害があります。ウィルスソフトの導入はもちろんですが，ＯＳとウィルス定義ファイルは常に最新のものにアップデートしておくことが必要です。

6 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用する人が増えています。参加者が自分のプロフィールと友人一覧を公開し，身近な友人や，趣味・関心が同じ人とのコミュニケーションを楽しんだり，遠方の人とネット上で交流したりできるツールで，学生の加入が急増しています。

しかし，一方で，サイト上に個人情報を開示することにもなります。漏洩した個人情報は，場合によっては，悪質商法に利用される可能性もあり，トラブルを招く恐れがあります。また，ブログ上で無責任な発言や誹謗中傷などを書くと，コメントで責められます。掲示板などに「このブログではこんなコトを言っている」と載せられることでその人のブログが大量の批判コメントで埋め尽くされるケースもあります。発言は，慎重に行うよう心がけてください。

11 海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが，特定の国・地域によっては治安の悪化等により，渡航を自粛したり，特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。

これらの安全情報は，外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

12 学生ローン・クレジットカード

学生証ですぐ借りることができる学生ローン，また，サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると，その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では，「学生金庫」という無利子の短期融資貸付制度がありますので，病気，不慮の事故，送金の延着等により，急に出費が必要となった場合は，所属学部の学務係・教務係の窓口で相談してください。

13 災害に備える あなたの身のまわり(防災・ボランティアハンドブックより抜粋)

阪神・淡路大震災があれほどの大災害になったのは，人々が地震に対して無防備だったこともあります。地震がないという油断が被害を大きくしたのかもしれません。その記憶から，災害に備えることを学んでほしいと思います。

家の中の防災対策

□寝ている時，頭に物が落ちてこないように。特に，テレビ・本棚に注意。
□家具の置き場所を見直す。積み重ねに注意。
□家具を固定する。重い物やガラス・陶器などは，棚の下部に移す。
□食器棚や窓のガラスに，飛散防止フィルムを貼る。食器の下に滑り止めのシートを敷く。
□照明器具，額，時計，装飾品が落下しないよう補強する。
□消火器を備える。浴槽にはいつも水を張っておく。
　初期消火が被害の拡大をくい止める。
□廊下や階段に荷物を置かない。
　避難する時の通路を確保しておこう。
□部屋の中の危険な場所と安全な場所を確認しておく。
□非常持ち出し袋を準備・点検する。

家のまわりの防災対策

□家の地盤・基礎に注意しよう。
　軟弱地盤や埋め立て地は要注意。
□家の構造，壁の配置に偏りがないかどうかを調べる。
□家の老朽度を調べる。
□建物の外壁や瓦が落ちないように補修・補強する。
□電気のブレーカーや，ガス・水道の元栓の位置を確認する。プロパンガスのボンベは鎖で固定する。地震後，ガス漏れなどにすぐ対処できるようにしておく。
□ブロック塀は補修・補強する。
□避難所まで非常持ち出し袋をかついで歩いてみる。

非常持ち出し品の例

水や食料，電気・ガスの供給が止まっても，２～３日は自力で過ごせるだけの物を非常用にまとめておく。持ち運べる重さに収まるよう厳選し，食品の賞味期限・品質保持期限やライトの電池などを定期的に点検する。飲料水は１人１日３リットルが目安。このほか予備の眼鏡など，人によっても必要な物が異なる。携帯コンロや固形燃料，レジャーシートなど，役に立つアウトドアグッズも多い。自分にとっての必需品を考え，身近な所に備えておきたい。

阪神・淡路大震災では，トイレットペーパー，ウェットティッシュ，ビニール袋，ラップなどが必需品だった。水が不足していたので，タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が役立った。ラップを器に掛ければ食器として何度も使えた。大型ビニール袋は頭の穴をあければ雨合羽，段ボールに重ねて使えば簡易トイレにもなる。

地震から身を守る

1 まず，わが身の安全を

すぐ机やテーブルの下にもぐり，頭を覆い，机の脚を握る。もぐる，覆う，握るの三つの動作が身を守る。

あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。

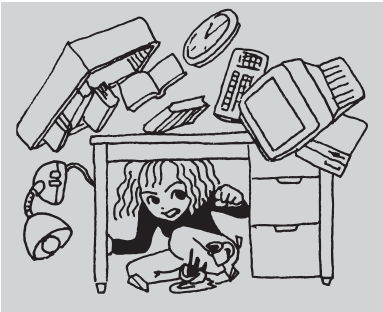

2 すばやく火の始末・消火

台所やストーブ，タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。

火が出たらすぐ消火。でも，天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め，電気のブレーカーを下ろして逃げよう。

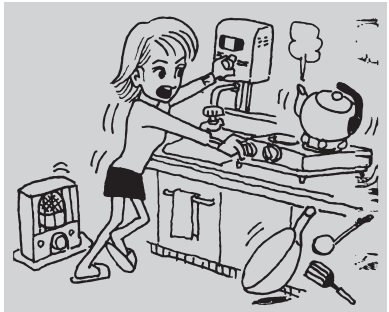

3 危険な場所から離れよう

津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崩崖れの危険を少しでも感じたら，すばやく避難すること。

川べりや狭い路地は危険。ブロック塀や門柱，石垣，自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。

4 正しい情報をつかもう

ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされないこと。

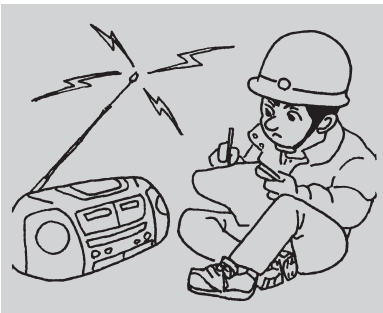

5 避難は徒歩で身軽に

動きやすい服装で。緊急車両の妨げになるので，車は使わずに歩いて避難する。

6 地域の人たちと冷静に協力

力を合わせて救援を。近所に逃げ遅れた人はいないか確かめる。

秩序を保って行動する。声をかけ合って冷静に。

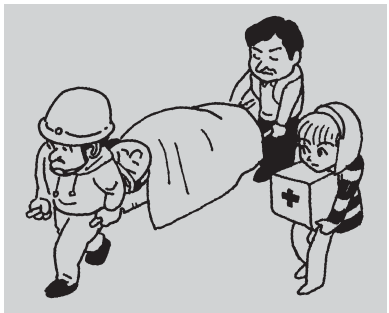

避難場所

常三島地区：徳島大学体育館（総合科学部構内）

蔵 本 地 区：医学部運動場

アルバイトでトラブルに遭わないために

最近，「アルバイト先からアルバイト料を支払ってもらえない」という相談が，たくさん学務部へ寄せられています。

アルバイトをしようとする学生は，相手方と業務内容，賃金の支払方法等を正確に確認するなど，最大限の注意を払ってください。

学務部学生生活支援課では，家庭教師，イベントスタッフ等の安全なアルバイトを紹介していますので，ご利用ください。

もし，あなたがアルバイトをする上でトラブルに遭った時は，次のところへご相談ください。

- 学務部学生生活支援課　（☎ 656 － 7086）
- 徳島労働基準監督署　（☎ 622 － 8138 代表）
- 徳島東警察署刑事二課　（☎ 624 － 0110 代表）
- 徳島簡易裁判所　（☎ 652 － 3141 代表）

薬物乱用防止

薬物乱用は恐ろしい！絶対ダメ！！

最近，学生や社会人による大麻や合成麻薬，覚醒剤などの薬物乱用者が増えており，このことが社会問題になっています。

薬物の乱用は，身体に危害を及ぼすだけでなく，家庭を崩壊させ，社会の秩序を乱す等計り知れない悪影響を及ぼします。そのため，薬物を所持・使用することが法律で厳しく規制されており，たとえば大麻を栽培した者は７年以下の懲役，所持，譲渡した者は５年以下の懲役に処せられます。

誘惑に負けない強い意志と断る勇気を持ち，一回でも使用してはいけません。

薬物を乱用すると
・脳をおかされて，心も身体もメチャクチャになる
・自分の意志では止められなくなる
・幻覚や妄想が現れ，殺人等の重大犯罪を引き起こす
・薬物欲しさに犯罪をおかすようになる
・法律できびしく禁止されており，重い罰を受ける
・友人や家族を失う

盗難・遺失物

学内でも**盗難事故**が発生しています。
盗難にあわないように各自で十分な注意を！

肌身から離すな，現金・貴重品！

盗難にあったら

各学部等の学務係・教務係へ連絡を！

例えば，こんな場合に注意！

- 共用室等を空ける場合は，必ず施錠し，貴重品を置かないようにしましょう。
- 授業中は担当教員の指示に従い，更衣ロッカー等に置かない。
- クラブ活動中には，貴重品は身につけるか，貴重品袋等を用意し，責任者に持たせることにしましょう。
- バイク・自転車を駐輪するときは，必ずハンドルロックとは別にチェーン錠などの鍵を二重に掛けましょう。

落とし物・忘れ物にも注意！

落とし物をした場合，拾った場合

各学部等の学務係・教務係へ連絡を！

毎日，落とし物があります。各自，落とし物･忘れ物をしないように十分気をつけてください。また，持物には必ず学部・氏名を書いておきましょう。

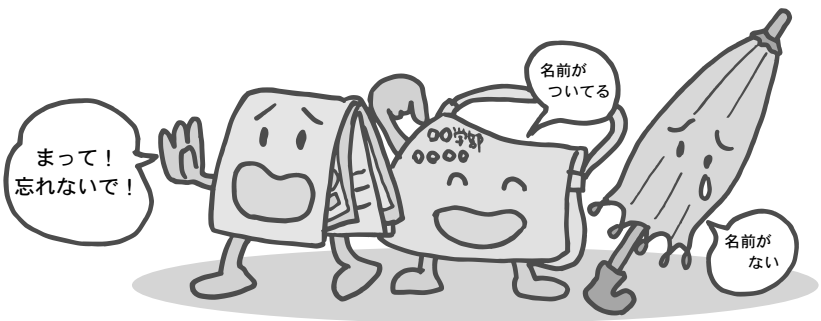

女子学生の皆さんへ

最近，一人住まいの女子学生を狙った**性犯罪や窃盗**が大学周辺で発生しています！

犯行に及ぶ者は，十分に下見をして時には尾行して，女性の一人住まいであることを確認し入浴時や就寝中に侵入してきます。

帰宅したら，直ちに**ドアの施錠を忘れない**ようにしてください。

犯行に及ぶ者は，鍵を掛け忘れた**トイレ・浴室の小窓，ベランダの窓，出窓，玄関**から侵入してきますので，ドアはチェーン錠をし，**施錠など十分な注意を！**

訪問者には，ドア・チェーンを掛けたまま開扉し対応してください。

夏場に限らず痴漢被害は発生する！

大学周辺において，女子学生が痴漢被害にあう事件が発生しています！

暗い夜道の一人歩きは避けましょう。

- 昼間だからと安心はできません。
  特に，休日，人通りの少ない路地は学内といえども危険です。
- 不審者が構内にいる時は，すぐに警備員・教職員に通報しましょう。
  自衛対策のほか，お互いの注意を喚起しましょう！

被害にあったら

警察か各学部の学務係・教務係に連絡を！

女子学生必読！

- 不審者が家の周辺にいる時は，すぐに警察に通報 110 番。
- 入口の施錠は忘れずに！
- マンションが 2 階，3 階だからと安心してはいけません。
- トイレ，風呂場，ベランダなど全ての窓の鍵は忘れないで**施錠！**
- 窓やドアの鍵が壊れた時は，すぐに管理者に相談して**修理を！**
- **洗濯物は人目に触れない**ところに干しましょう。
- カーテンの色・柄も女性と分からないように工夫しましょう。
- 郵便受けなどの小窓にも内側から十分な目隠しを！
- 表札や新聞受けの名前に男性名を加えるのも一つの工夫です。
- 窓の下には洗濯機，箱，バイクなど足場になるものを置かないように。
- 「車で送りましょうか」等の**甘い誘いにのらない**ように。
- 身なりはキチンとし，極端な薄着はさけましょう。
- 万一被害者となったら，迷わずすぐに警察に通報 110 番！
- 万一に備えて，防犯ブザー等の**携帯警報器**も一つの手。
  （※防犯ブザーは，最寄りの警察署・交番で取り扱っています。）

ストーカー対策

ストーカーと聞いてあなたが想像するのは，どういう人間だろう。

「夜道を女性がひとりで歩いていると，すっと音もなく忍び寄って来て襲う痴漢」のようなもの？それとも「女性（男性）をしつこく追い回し，その人が振り向いてくれないと，何度もいたずら電話をかけてきたり，変な手紙をよこしたり，いやらしい物を届けたり，最後には相手に危害を加えたりする変質者」を思い浮かべるでしょう。

ストーカーは必ずしも目の前に現れるものではないのです。表ざたになった大学教授の例もあるように，**知的レベルの高い社会的信用のある人間も，時としてストーカーに変身する**ものです。このきわめて現代的な犯罪者，あるいはトラブルメーカーは，通り魔や痴漢のように，すぐわかる異常者とは異なる状況から生まれ，違う経緯をたどり，恐怖とプレッシャーを与えています。

毅然とした態度で臨もう

相手が痴漢型や一目惚れ型等，あなたと個人的関係，利害関係がほとんどない場合は，早々に信頼できる人に相談し，人の力を借りて，毅然とした態度ではっきり断ることが大切であり，相手に隙や迷いを感じさせないことです。面倒でも周囲の人を巻き込み逆に相手に恐怖感，威圧感を与えることが有効です。

相手の罪を第三者の目にさらし，恥じをかかせ萎縮させれば効果は極めて大きいものです。

あなた一人になってはいけない。

交通事故の防止

交通事故防止は，あなたの義務です

「あせり」，「いかり」，「おごり」そして「つかれ」た時の運転は，
急ブレーキ，急ハンドル，急加速，急発進につながり交通事故の原因になります。
「４悪，４急の追放」へ

運転上の注意！

- 速度制限を厳守しましょう。スピードの出し過ぎが死亡事故の第一要因！
- バイクで走行中は，ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・50 ccバイクの２人乗りはやめましょう。
- 交差点など見通しの悪い場所では必ず一旦停止し，徐行運転をしましょう。
- 無免許運転や飲酒運転は絶対やめましょう。
- 自動車・バイク・自転車は指定の場所に駐車しましょう。
- 老人・子供の歩行速度に注意し，まず徐行！
- 「だろう運転」「見込み運転」は絶対やめましょう。
- 自動車運転中の携帯電話はやめましょう。
- 車を運転する時，人を乗車させる時は，必ずシートベルトを着用しましょう。

それでも事故にあったら起こしたら

119 番へ☎

- まず，**人命第一！すぐに 119 番**。負傷者等を放置して逃げてはいけません。**逃げた場合は重大な刑**が待っています。
- 事故の続発を防ぐため，負傷者を**安全な場所**に移動させてください。他の交通の妨げにならないよう車を移動してください。
- ケガ人には，応急処置を施しましょう。

それでも事故にあったら起こしたら

110 番へ☎

- 交通事故にあったら，110 番！事故状況・時間を記録しましょう。
- 簡単に示談交渉に応じず，必ず警察に**事故検分**を依頼しましょう。あとで法外な要求をされることがあります。**要注意！**
- **保険会社**にも連絡しましょう。
- ガソリン，積荷の**危険物**のこともあり，**たばこは吸わない**でいましょう。
- 症状がなくても**医師の診察**を必ず受けておきましょう。

※大学への連絡は P 76 を参照

連 絡 体 制

事件・事故発生時の大学等への連絡手順

●以下の①②は連絡順を示す。

平日昼間

事件・事故発生（本人又は発見者）

②（連 絡）→ 各学部（学生担当係）
総合科学部 088-656-7108
医 学 部 088-633-7030
医(保健学科) 088-633-9009
歯 学 部 088-633-7310
薬 学 部 088-633-7247
工 学 部 088-656-7315

→ 学生生活支援課 → 学 長 副学長(教育)

（通報）緊急の場合 ①

→ 学部長, 学生委員会委員, (指導教員)
家族

→ 警察・消防署

平日昼間は８時30分から17時15分までとする。ただし，工学部においては，夜間勤務がある時は21時30分までとする。

平日夜間 休日

●重大事故・事件で緊急の場合は，救急車（１１９）・警察（１１０）に通報後，警備会社へ連絡する。
●軽微な場合は，翌日又は休日明けに大学(各学部)へ連絡する。

事件・事故発生（本人又は発見者）

②（連 絡）→ セコム 088-655-4001 → 学生生活支援課 → 学 長 副学長(教育)

（通報）緊急の場合 ①

→ 各学部（学生担当係長）

→ 学部長, 学生委員会委員, (指導教員)
家族

→ 警察・消防署

※警備会社は，電話を受けたら所属・学年・氏名・連絡先及び事件・事故等の概要を聴取した上で大学関係者へ連絡するのみ。

8　関係諸規則

徳 島 大 学 学 則……78

徳島大学学部共通細則……93

徳島大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規則 … 96

試験における学生の不正行為に対する措置要項……100

気象警報が発令された場合の授業の休講措置に関する申合せ…100

※その他の規則については徳島大学ホームページ
（在学生・保護者の皆さまへ～関係諸規則）をご覧ください。

徳島大学学則

目次

第１章　総則
第１節　目的（第１条）
第２節　組織（第２条－第８条）
第３節　教育研究評議会，部局長会議，教授会等（第９条－第12条の２）
第２章　学部通則
第１節　修業年限，在学期間及び収容定員等（第13条－第15条）
第２節　学年，学期及び休業日（第16条－第18条）
第３節　入学，転学部，転学科，休学，退学，転学，留学及び除籍（第19条－第28条）
第４節　教育課程及び履修方法（第29条－第34条の４）
第５節　卒業，学位の授与及び教員の免許状（第35条－第37条の２）
第６節　検定料，入学料及び授業料（第38条－第45条）
第７節　特別聴講学生，科目等履修生，研究生，専攻生及び外国人留学生（第45条の２－第49条）
第８節　公開講座（第50条）
第９節　賞罰（第51条・第52条）
第10節　寄宿舎及び厚生保健施設（第53条）
附則

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　徳島大学（以下「本学」という。）は，教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り，有為な人材を育成し，学術の研究を推進し，社会貢献を果たし，もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

２　本学は，学部又は学科ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め，公表するものとする。

第２節　組織

（学部，学科及び講座等）

第２条　本学に次の学部及び学科を置き，それぞれの学科に講座を置く。

総合科学部	人間文化学科
	社会創生学科
	総合理数学科
医学部	医学科
	栄養学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔保健学科
薬学部	薬学科
	創製薬科学科

工学部　　（もの作り創造システム工学系）
建設工学科
機械工学科
（物質生命工学系）
化学応用工学科
生物工学科
（コンピュータ工学系）
電気電子工学科
知能情報工学科
光応用工学科

2　講座については，別に定める。

3　医学部保健学科に次の専攻を置く。
看護学専攻
放射線技術科学専攻
検査技術科学専攻

（大学院）

第３条　本学に大学院を置き，次の教育部及び研究部を置く。
総合科学教育部
医科学教育部
口腔科学教育部
薬科学教育部
栄養生命科学教育部
保健科学教育部
先端技術科学教育部
ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部
ヘルスバイオサイエンス研究部
ソシオテクノサイエンス研究部

2　大学院については，別に定める。

（共同教育研究施設等）

第４条　本学に共同教育研究等のため，次のセンター等を置く。
大学開放実践センター
疾患酵素学研究センター
情報化推進センター
疾患プロテオゲノム研究センター
アイソトープ総合センター
国際センター
全学共通教育センター
評価情報分析センター
糖尿病臨床・研究開発センター
埋蔵文化財調査室
学生支援センター
就職支援センター

環境防災研究センター
地域創生センター
産学官連携推進部
ＡＷＡサポートセンター

2　前項のセンター等については，別に定める。

3　第１項のセンター等のうち，疾患酵素学研究センターは，国立大学の教員その他の者で当該センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

（附属図書館）

第５条　本学に附属図書館を置く。

2　附属図書館については，別に定める。

（病院）

第５条の２　本学に医学，歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため，病院を置く。

2　病院については，別に定める。

（附属教育研究施設）

第６条　本学に前条に規定するもののほか，次の教育部又は研究部附属の教育研究施設を置く。

薬科学教育部附属医薬創製教育研究センター
ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター

2　前項の教育研究施設については，別に定める。

（事務組織）

第７条　本学に事務組織を置く。

2　事務組織については，別に定める。

第７条の２　削除

第７条の３　削除

（保健管理センター）

第７条の４　本学に保健管理センターを置く。

2　保健管理センターについては，別に定める。

（職員の組織）

第８条　本学の職員は，次のとおりとする。

学　　長
副 学 長
病 院 長
教　　授
准 教 授
講　　師
助　　教
助　　手
事務職員
教務職員
技術職員

2　職員の職務は，学校教育法その他法令に定めるもののほか，別に定めるところによる。

第３節　教育研究評議会，部局長会議，教授会等

第９条　削除

（教育研究評議会）

第10条　本学の教育研究に関する重要事項は，教育研究評議会で審議する。

2　教育研究評議会については，国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか，別に定めるところによる。

（部局長会議）

第10条の2　本学に部局長会議を置く。

2　部局長会議については，別に定める。

（教授会）

第11条　各学部並びに大学開放実践センター，疾患酵素学研究センター，疾患プロテオゲノム研究センター及び病院に教授会を置く。

2　教授会については，別に定める。

（委員会等）

第12条　本学に大学教育委員会，学生委員会，入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2　委員会等については，別に定める。

（その他の特別な組織）

第12条の2　第10条から前条までに規定するもののほか，学長が必要と認める場合には，特別な組織を置くことができる。

2　特別な組織については，別に定める。

第2章　学部通則

第1節　修業年限，在学期間及び収容定員等

（修業年限）

第13条　各学部の修業年限は，次のとおりとする。

総合科学部		4年
医学部	医学科	6年
	栄養学科	4年
	保健学科	4年
歯学部	歯学科	6年
	口腔保健学科	4年
薬学部	薬学科	6年
	創製薬科学科	4年
工学部		4年

（修業年限の通算）

第13条の2　大学の学生以外の者が，大学入学資格を有した後に，科目等履修生として本学の一定の単位を修得し，その後に本学に入学する場合において，本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは，その単位数等に応じて，相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2　本条に定めるもののほか，修業年限の通算については，各学部規則で定める。

（在学期間）

第14条　在学期間は，修業年限の2倍を超えることができない。ただし，医学部医学科の学生にあっては，第1年次及び第2年次，第3年次及び第4年次，第5年次及び第6年次において，それぞれ4年を超えることができない。歯学部歯学科の学生にあっては，第2年次までは4年，第

3年次から第6年次までは8年を超えることができない。薬学部薬学科の学生にあっては，12年を限度とし，第3年次，第4年次，第5年次及び第6年次において，それぞれ4年を超えることができない。

（収容定員等）

第15条　各学部の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
総合科学部	人間文化学科	100			400
	社会創生学科	100			400
	総合理数学科	65			260
	計	265			1,060
医学部	医学科	100			600
	栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬学科	40			240
	創製薬科学科	40			160
	計	80			400
工学部	（もの作り創造システム工学系）				
	建設工学科				
	昼間コース	80		5	330
	夜間主コース	10			40
	機械工学科				
	昼間コース	110		10	460
	夜間主コース	10			40
	（物質生命工学系）				
	化学応用工学科				
	昼間コース	80		3	326
	夜間主コース	5			20
	生物工学科				
	昼間コース	60		2	244
	夜間主コース	5			20
	（コンピュータ工学系）				
	電気電子工学科				
	昼間コース	100		10	420
	夜間主コース	10			40
	知能情報工学科			10	
	昼間コース	75			320
	夜間主コース	10			40
	光応用工学科				
	昼間コース	50		40	200
	昼間コース小計	555			2,300
	夜間主コース小計	50		40	200
	計	605			2,500
合計		1,279	3	56	5,603

備考　工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース，「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第２節　学年，学期及び休業日

（学年）

第16条　学年は，４月１日に始まり翌年３月31日に終る。

（学期）

第17条　学年を分けて次の２学期とする。

⑴　前　期　４月１日から９月30日まで

⑵　後　期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第18条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は，次のとおりとする。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　開学記念日　11月２日

⑷　春季休業　　４月１日から同５日まで

⑸　夏季休業　　８月１日から同31日まで

⑹　冬季休業　　12月25日から１月７日まで

⑺　学年末休業　３月25日から同31日まで

２　学長は，必要により前項第４号から第７号までの休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることがある。

３　学長は，休業日でも見学，実習等をさせることがある。

第３節　入学，転学部，転学科，休学，退学，転学，留学及び除籍

（入学時期）

第19条　入学の時期は，毎学年の初めとする。ただし，学部において必要があると認めるときは，後期の初めにおいても，学生を入学させることができる。

（入学資格）

第20条　本学に入学することのできる者は，学校教育法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により，次の各号の一に該当する者とする。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者

⑻　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学の出願）
第 20 条の 2　本学に入学を志願する者は，入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者選考）
第 21 条　入学志願者については，選抜試験を行い，当該学部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。
（入学手続）
第 21 条の 2　合格者は，所定の期日に入学料を納付し，別に定める手続をしなければならない。ただし，入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については，学長は別に定めるところにより，入学料を免除し，又は徴収猶予することができる。
（入学許可）
第 21 条の 3　学長は，前条に定める手続を経た者に対し，入学を許可する。
（編入学）
第 21 条の 4　医学部保健学科の第 3 年次へ編入学することのできる者は，次の各号の一に該当し，医学部保健学科の定める単位を修得した者とする。
⑴　大学を卒業した者
⑵　大学に 2 年以上在学した者
⑶　短期大学を卒業した者
⑷　専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条に規定する者に限る。）
2　歯学部歯学科の第 2 年次へ編入学することのできる者は，次の各号の一に該当し，歯学部の指定する単位を修得した者とする。
⑴　修業年限 4 年以上の大学を卒業した者
⑵　学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
⑶　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者
⑷　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学したことのある者
3　工学部の第 3 年次へ編入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。
⑴　大学を卒業した者
⑵　大学に 2 年以上在学し，工学部の定める単位を修得した者
⑶　短期大学を卒業した者
⑷　高等専門学校を卒業した者
⑸　専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条に規定する者に限る。）
4　前 3 項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については，次条第 3 項の規定を準用する。
5　第 20 条の 2 から前条までの規定は，編入学の場合に準用する。
（補欠入学）
第 22 条　次の各号の一に該当する者は，欠員がある場合に限り，当該学部教授会において選考の上，学長が入学を許可する。
⑴　本学の退学者で，再び同一学部に入学を志願する者
⑵　他の大学の学生で，当該学部長又は学長の承認を得て，本学の同種の学部に転学を志願する者

⑶　他の大学に２年以上在学し，入学を希望する学部の定める単位を修得した者で，入学を志願する者
⑷　大学の学部を卒業した者で，入学を志願する者
⑸　短期大学を卒業した者で，入学を志願する者
⑹　高等専門学校を卒業した者で，入学を志願する者
⑺　国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で，入学を志願する者
⑻　従前の規定による大学，高等学校，専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で，入学を志願する者

２　前項第１号に規定する者のうち，徳島大学大学院学則第18条第３項第７号の規定により本学医学部医学科から医学研究科又は医科学教育部の博士課程に入学し，当該課程を修了又は退学した者で本学医学部医学科へ再び入学を志願する者があるときは，欠員の有無にかかわらず入学を許可することがある。

３　第１項の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については，それぞれ当該学部において定める。ただし，全学共通教育（以下「共通教育」という。）の授業科目に該当する科目の既修得単位の認定については，徳島大学全学共通教育履修規則（以下「共通教育履修規則」という。）で定める。

４　第１項により入学を許可する場合には，第21条の２及び第21条の３の規定を準用する。

（転学部）

第22条の２　学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願い出たときは，学長は，転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することがある。

２　本条に定めるもののほか，転学部については，各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

（転学科）

第22条の３　学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願い出たときは，学長は，当該学部教授会の議を経て許可することがある。

２　本条に定めるもののほか，転学科については，各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

（休学）

第23条　疾病その他の理由により２月以上就学することができないときは，医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

２　疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては，学長は，これを休学させることができる。

第24条　休学は，１年を超えることができない。ただし，特別の理由がある者には，更に引き続き１年以内の休学を許可することがある。

２　休学期間は，通じて４年（医学部医学科学生，歯学部歯学科学生及び薬学部薬学科学生は６年）を超えることができない。

３　休学期間は，第14条の在学期間に算入しない。

第25条　休学期間中にその理由が消滅したときは，学長の許可を得て復学することができる。

２　第23条第２項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は，学医の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（退学）

第26条　学生が退学しようとするときは，理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（転学）

第 27 条　学生が他の大学に転学しようとするときは，理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（留学）

第 27 条の 2　本学が教育上有益と認めるときは，外国の大学又は短期大学との協議に基づき，学生は，学長の許可を得て，当該大学又は短期大学に留学することができる。

2　第 34 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は，前項の場合にこれを準用する。

3　本条に定めるもののほか，留学に関する事項については，各学部規則で定める。

（除籍）

第 28 条　次の各号の一に該当する者には，当該学部の教授会の議を経て，学長が除籍する。

⑴　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって，納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

⑵　正当な理由がなく授業料の納付を怠り，催告しても，なお，納付しない者

⑶　第 14 条に定める在学期間を超えた者

⑷　第 24 条第 2 項に定める休学期間を超えた者

⑸　疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第 4 節　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第 29 条　各学部は，本学及び各学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては，各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3　前 2 項において，医学部，歯学部及び薬学部の教育研究の実施に当たっては，ヘルスバイオサイエンス研究部が協力するものとする。

（教育課程の編成方法）

第 29 条の 2　教育課程は，共通教育及び専門教育の授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

（共通教育の開設）

第 29 条の 3　共通教育の授業科目は，総合科学部が中心学部となり，全学部が協力して開設する。

（考査及び単位）

第 30 条　教育課程の修了は，所定の授業科目の修了によるものとし，授業科目の修了者には，所定の単位を与える。

2　1 単位は，授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準による。

⑴　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で，各学部及び共通教育履修規則（以下「各学部等」という。）で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

⑵　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で，各学部等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各学部等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

⑶　講義，演習，実験，実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により 1 の授業科目を構成する授業を行う場合については，前 2 号の基準を基礎として，各学部等が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

4　授業科目修了の認定は，出席及び試験の成績等を考査して行う。

（授業の方法）

第 30 条の 2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業については，文部科学大臣が定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法等）

第 31 条　共通教育の授業科目，単位，履修方法，試験等は，共通教育履修規則の定めるところによる。

第 32 条　専門教育の授業科目，単位，履修方法，試験等は，各学部規則の定めるところによる。

（成績評価基準等の明示等）

第 33 条　各学部は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　各学部は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 34 条　削除

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第 34 条の 2　本学が教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学との協議に基づき，学生は，学長の許可を得て，当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　他の大学又は短期大学での履修の期間は，次のとおりとする。

⑴　原則として 1 年以内とする。ただし，特別な理由がある場合には，協議の上，更に 1 年を限り延長することができる。

⑵　履修の期間は，通算して 2 年を超えることができない。

4　他の大学又は短期大学での履修の期間は，本学の在学期間に算入する。

5　学生は，他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても，本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6　本条に定めるもののほか，他の大学又は短期大学における授業科目の履修については，各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 34 条の 3　本学が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，前条第 2 項（第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3　本条に定めるもののほか，大学以外の教育施設等における学修については，各学部規則及び共

通教育履修規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 34 条の 4　本学が教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　本学が教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学及び補欠入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第 34 条の 2 第 2 項（第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　本条に定めるもののほか，入学前の既修得単位等の認定については，各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 34 条の 5　学生が職業を有している等の事情により，第 13 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部の教授会の議を経て，学長は，その計画的な履修を許可することができる。

2　前項に規定するもののほか，長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，各学部長が別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 34 条の 6　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 5 節　卒業，学位の授与及び教員の免許状

（卒業）

第 35 条　本学に第 13 条に規定する年限以上在学し，卒業の要件として各学部規則で定める単位を修得した者に対しては，卒業を認定する。

2　卒業の要件として修得すべき単位のうち，第 30 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

第 35 条の 2　本学の学生（医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する者を除く。）で本学に 3 年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が，前条第 1 項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，第 13 条の規定にかかわらず，その卒業を認定することができる。

2　前項の卒業の認定の基準については，当該学部規則で定める。

第 36 条　卒業の認定は，当該学部の教授会の議を経て学長が行う。

2　卒業の認定は，毎学年度の終わりに行う。ただし，やむを得ない理由により，この認定を受けることができなかった者については，次年度においてこれを行うことができる。

3　前項本文の規定にかかわらず，後期に入学した者に対する卒業の認定又は前条第 1 項の規定による卒業の認定は，前期の終わりにおいても行うことができる。

（学位の授与）

第 37 条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状）

第 37 条の 2　本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は，次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	人間文化学科	中学校教諭 一種免許状	国語，保健体育，英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語，地理歴史， 保健体育，英語
	社会創生学科	中学校教諭 一種免許状	社会，理科，美術
		高等学校教諭 一種免許状	地理歴史，公民，理科， 美術，情報
	総合理数学科	中学校教諭 一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学，理科，情報
医学部	栄養学科	栄養教諭 一種免許状	
	保健学科	養護教諭 一種免許状	
工学部	建設工学科 昼間コース 夜間主コース 機械工学科 昼間コース 夜間主コース 化学応用工学科 昼間コース 夜間主コース 電気電子工学科 昼間コース 夜間主コース 知能情報工学科 昼間コース 夜間主コース 生物工学科 昼間コース 夜間主コース 光応用工学科 昼間コース	高等学校教諭 一種免許状	工業

第 6 節　検定料，入学料及び授業料

（検定料，入学料及び授業料）

第 38 条　検定料，入学料及び授業料の額，徴収方法等は，この規則に定めるもののほか，別に定めるところによる。

（授業料の納付）

第 39 条　授業料は，年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

⑴　第 1 期　4 月から 9 月までの分　4 月

⑵　第 2 期　10 月から翌年 3 月までの分　10 月

2　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，第 1 期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の第 2 期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3　入学年度の第 1 期又は第 1 期及び第 2 期に係る授業料については，第 1 項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

（既納の検定料等）

第 40 条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

2　第 21 条に規定する選抜試験において，出願書類等による選抜（以下この項において「第 1 段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査等による選抜（以下この項において「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合は，前項の規定にかかわらず，第 1 段階目の選抜の不合格者に対し，当該者の申出により第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3　前条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき授業料を納付した者が，当該年度の第 2 期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は，第 1 項の規定にかかわらず，第 2 期に係る授業料相当額を返還するものとする。

4　前条第 3 項の規定に基づき授業料を納付した者が，入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合は，第 1 項の規定にかかわらず，納付した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

第 41 条　削除

第 42 条　経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者に対しては，学長は，授業料を免除することができる。

2　休学を許可した場合は，月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

3　前 2 項に規定するもののほか，死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては，学長は，授業料を免除することができる。

第 43 条　経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては，学長は，授業料の徴収を猶予し，又は月割分納を許可することができる。

第 44 条　前 2 条の規定によるもののほか，授業料の免除又は徴収の猶予に関し必要な事項は，別に定める。

第 45 条　停学を命ぜられた期間中の授業料は，これを徴収する。

第 7 節　特別聴講学生，科目等履修生，研究生，専攻生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第 45 条の 2　他の大学，短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で，本学の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該大学，短期大学又は高等専門学校との協議に基づき，選考の上，特別聴講学生として入学を許可することがある。

2　特別聴講学生として入学を志願する者の検定料及び入学料は，徴収しない。

3　特別聴講学生は，科目等履修生の授業料の額に相当する授業料を科目等履修生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし，授業料を相互に徴収しないことを定めた相互単位互換協定に基づき受け入れる他の大学若しくは短期大学又は高等専門学校の学生である者の授業料は，徴収しない。

4　既納の授業料は，返還しない。

（科目等履修生）

第46条　本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該学部において選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生には，単位を与えることができる。

3　科目等履修生に対する単位の授与については，第30条の規定を準用する。

（研究生）

第47条　本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは，授業及び研究に妨げのない限り選考の上，研究生として入学を許可することがある。

（専攻生）

第48条　学部において特殊の専門事項について攻究しようとする者があるときは，授業及び研究に妨げのない限り選考の上，専攻生として入学を許可することがある。

（科目等履修生，研究生及び専攻生の検定料，入学料及び授業料）

第48条の2　科目等履修生，研究生及び専攻生の検定料，入学料及び授業料の額は，別に定めるところによる。

2　科目等履修生，研究生及び専攻生として入学を志願する者は，入学願書を提出するときに検定料を納付しなければならない。

3　科目等履修生，研究生及び専攻生の入学者選考に合格した者は，入学が許可されるときに入学料を納付しなければならない。

4　科目等履修生は，履修しようとする授業科目の単位に相当する授業料の額を毎学期の当初の月（学期の中途に入学した者は入学した月）に納付しなければならない。この場合において，前期，後期を通じて授業の行われる授業科目に係る授業料については，当該授業科目の単位に相当する授業料の半額をそれぞれの学期の当初の月に納付しなければならない。

5　研究生及び専攻生は，6か月分の授業料を毎学期の当初の月（学期の中途において入学した者は入学した月からの分を入学した月）に納付しなければならない。この場合において，在学予定期間が6か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

6　第2項から前項までの規定にかかわらず，現職教育のため任命権者の命により派遣される者は，検定料，入学料及び授業料の納付を要しない。ただし，単位の認定を希望する者については，科目等履修生としての授業料を納付しなければならない。

7　既納の検定料，入学料及び授業料は返還しない。

（細則）

第48条の3　この規則に定めるもののほか，特別聴講学生，科目等履修生，研究生及び専攻生について必要な事項は，各学部規則等で定める。

（外国人留学生）

第49条　外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，学生の学修に支障のない限り別に定めるところにより，外国人留学生として入学を許可することがある。

第8節　公開講座

（公開講座）

第50条　本学に社会人の教養を高め，文化の向上に資する等のため，公開講座を設けることができる。

2　公開講座の講習料については，別に定める。
3　本条に定めるもののほか，公開講座の開設，学習課題その他必要な事項については，その都度定める。

第９節　賞　罰

（表彰）

第51条　本学学生のうち学業人物優秀なる者は，これを表彰することがある。
2　表彰については，別に定める。

（懲戒）

第52条　次の各号の一に該当する者に対しては，学長は，教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。
⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑵　正当の理由がなくて出席常でない者
⑶　本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者
2　懲戒は，退学，停学及び訓告の３種とする。

第10節　寄宿舎及び厚生保健施設

（寄宿舎及び厚生保健施設）

第53条　本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。
2　寄宿料の額は，別に定めるところによる。
3　寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は，別に定める。

附　則

省略

徳島大学学部共通細則

第１章　入学者選考

第１条　入学志願者は，期日までに入学願書に写真，検定料及び調査書を添え，出身学校を経由して学長に願い出なければならない。

第２条　入学志願者に対しては，学力試験及び健康診断を行い，調査書の成績等を総合して入学者を選考する。

第２章　宣誓，身上調書・保証書及び保証人

第３条　入学者は，入学の際次の誓詞により宣誓を行い，かつ，同文の宣誓書に署名しなければならない。

私は本学の教育方針に従って学則をまもり，学術の研究と人格の陶冶に努めることを誓います。

２　入学者は，所定の期日に身上調書・保証書（様式⑵）その他必要な書類を提出しなければならない。

３　外国人留学生にあっては，保証人の選任を要しない。

第４条　前条の身上調書・保証書に署名した保証人は，本学の教育方針に協力し，学生の一身上のことについてその責任を負うものとする。

２　前項の保証人は，学生が所定の授業料を所定の期間に納付しない場合においては，これに代って納付するものとする。

第５条　保証人が住所を変更し，又は一身上に著しい異動のあった場合は，速やかに保証人住所・保証人変更届（様式⑶）を提出し，身上調書・保証書を改訂しなければならない。

第３章　休学，復学，退学及び転学等

第６条　休学，復学，退学及び転学しようとするときは，保証人連署の休学願（様式⑸），復学願（様式⑹），退学願（様式⑺）及び転学願（様式⑻）を提出し学長の許可を得なければならない。ただし，休学及び退学の理由が疾病によるときは，医師の診断書を添えるものとする。

２　学生が他の大学又は本学の他学部の入学試験を受けようとするときは，他大学（他学部）受験許可願（様式（８－２））を提出し，学長の許可を得なければならない。

第４章　学生証

第７条　学生証は，学長が交付する。

２　学生証の交付を受けるときは，写真（半身脱帽，縦４㎝，横３㎝）１枚を提出しなければならない。

第８条　学生は，通学の際，必ず学生証を携帯しなければならない。

２　学生証を携帯しないときは，教室，研究室，図書館等に出入し，又は医療，厚生施設を利用することができない。

第９条　本学職員の請求があったときは，いつでも学生証を提示しなければならない。

第10条　学生証を汚損，紛失したときは，直ちに学生証汚損（紛失）届（様式⑼）を学長に提出し，再交付を受けなければならない。

第11条　学生証の有効期間は，所属学部ごとに定められた在籍期間とする。

２　学生証は，学生が本学の学籍を離れたとき，又は有効期間が過ぎたときは，直ちに学長に返却しなければならない。

第５章　宿所届

第12条　学生は，毎学年の初め宿所届（様式⑽）を所属学部長に提出しなければならない。宿所の変更の場合は，一週間以内に届け出るものとする。

第６章　聴　講

第13条　講義を聴講するには，所定の手続を経なければならない。

２　他の学部の講義を聴講しようとするときは，特に定めのある場合を除き所属学部長及び当該学部長の許可を受けなければならない。

第７章　身上異動

第14条　学生は，改姓（改名を含む。）その他一身上に異動があった場合は，その都度速やかに改姓（名）届（様式(11)）等を所属学部長に提出しなければならない。

第８章　欠席届

第15条　１週間以上引き続き欠席するときには，病気の場合は医師の診断書を，その他の場合にあっては詳細な理由書を添え，直ちに欠席届（様式(12)）を所属学部長に提出しなければならない。ただし，試験の場合は，その都度理由書を添えて提出しなければならない。

第９章　服　装

第16条　削除

第10章　健康診断

第17条　学生は，本学で行う健康診断及び予防接種は，必ず受けなければならない。

２　学部長は，学生の健康を管理し，必要に応じ治療を指示し，又は登学を停止することができる。

第11章　学生団体

第18条　学生が，学内において学生の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは，責任者は，助言指導を受けようとする教員（以下様式中「助言指導教員」という。）を定め，学生団体設立承認願（様式(13)）を，一の学部の学生で構成する学生団体にあっては，所属学部長を，２以上の学部の学生で構成する学生団体にあっては，学務部長を経て学長に提出し，その承認を得なければならない。

２　学生団体設立承認願の記載事項（添付すべき書類を含む。）を変更しようとするときは，前項の手続きにより，それぞれ変更の承認を得なければならない。

第19条　学生団体承認の有効期限は，当該承認に係る学年末限りとする。

２　有効期限の更新を希望する学生団体は，毎年３月末日までに，学生団体継続届（様式(14)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第20条　解散をしようとする学生団体は，学生団体解散届（様式(15)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第21条　一の学部の学生で構成する学生団体が，前２条に規定する手続きをしようとするときは，それぞれ当該届書を所属学部長を経て学長に提出しなければならない。

第12章　集会，文書印刷物配布等

第22条　学生又は学生団体が，集会，行事等を行おうとするときは，あらかじめ，責任者は，集会，行事等届（様式(16)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

２　学生又は学生団体が，学外者又は学外団体を招へいし，参加させ，又はこれらと共同して集会，行事等を行おうとするときは，責任者は，集会，行事等願（様式(17)）を学務部長を経て学長に提出し，その承認を得なければならない。

第23条　学生団体が，学外団体に加入し，又は学外団体の行う集会，行事等に参加しようとするときは，責任者は，学外団体加入承認願（様式(18)）又は学外団体の集会，行事等参加承認願（様式(19)）を学務部長を経て学長に提出し，その承認を得なければならない。

第24条　学生又は学生団体が，文書又は印刷物を配布しようとするときは，あらかじめ，責任者は，当該文書又は印刷物の実物を添え，文書印刷物配布届（様式(20)）を学務部長を経て学長に提出し

なければならない。

第25条　学生又は学生団体が，文書又は印刷物を掲示しようとするときは，あらかじめ当該文書又は印刷物に掲示責任者氏名を明記して学務部長を経て学長に提示し，受付印を受けなければならない。

第26条　一の学部の学生又は学生団体が，前4条に規定する行為をしようとするときは，それぞれ当該願書又は届書を，所属学部長に提出し，願書によるものについては所属学部長の承認を得なければならない。

第13章　雑　則

第27条　学生又は学生団体が，本学所属の土地，建物及び工作物を使用する場合は，学生団体事務所使用許可願（様式(21)）又は集会施設（場所）使用許可願（様式(22)）を提出し，その許可を受けなければならない。

第28条　学生団体又は前2章に規定する行為が，本学の運営を妨げ，又は秩序を乱し，その他学生としての本分に反すると認められたときは，これに解散又は脱退を命じ，若しくは改正させ，又は禁止することがある。

第29条　この細則を施行するために必要な事項については，学部共通細則取扱内規の定めるところによる。

附　則

省略

様　式

省略

徳島大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は，徳島大学学則第 21 条の２ただし書及び第 44 条，徳島大学大学院学則第 21 条ただし書及び第 30 条の４並びに徳島大学学生寮管理運営規則第 12 条第３項の規定に基づき，徳島大学（以下「本学」という。）における入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに徴収の猶予に関し必要な事項を定める。

第２章　入学料の免除及び徴収の猶予等

（経済的理由等による免除）

第２条　次の各号の一に該当する者には，入学料を免除することができる。

⑴　本学の大学院教育部に入学する者（科目等履修生として入学する者を除く。）であって，経済的理由により入学料の納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

⑵　本学の学部又は大学院教育部（以下「学部等」という。）に入学する者（科目等履修生，研究生及び専攻生として入学する者を除く。以下同じ。）のうち，入学前１年以内において，学部等に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は学部等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，入学料の納付が著しく困難であると認められる者

⑶　前号に準ずる者であって，学長が相当と認める理由がある者

（免除の申請）

第３条　前条の規定により入学料の免除を受けようとする者は，入学料免除申請書（様式第１号）に，次の各号に掲げる書類のうち学長が指定するものを添付し，入学手続の期限までに，当該学部等の長に提出しなければならない。

⑴　市区町村長の証明を受けた生計状況調査書（様式第２号）

⑵　学資負担者の死亡を証明する書類

⑶　市区町村長又は消防署長の証明を受けた罹災状況調査書（様式第３号）

⑷　前３号に掲げるもののほか，学長が必要と認める書類

（免除の手続）

第４条　経済的理由等による入学料の免除は，前条第１項の申請に基づき，学部等の長の申し出により，徳島大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）において選考の上，学長が許可する。

（免除の額）

第５条　経済的理由等による入学料の免除の額は，原則として入学料の全額又は半額とする。

（徴収の猶予）

第６条　学部等に入学する者のうち，次の各号の一に該当する者には，入学料の徴収の猶予を行うことができる。

⑴　経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

⑵　入学前１年以内において，学部等に入学する者の学資負担者が死亡し，又は学部等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，入学料の納期限までに納付が困難であると認められる者

⑶　その他やむを得ない事情があると認められる者

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者には，入学料の免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，入学料の徴収を猶予する。

（徴収の猶予の申請）

第６条の２　前条の規定により入学料の徴収の猶予の許可を受けようとする者は，入学料徴収猶予申請書（様式第４号）に，第３条各号に掲げる書類のうち学長が指定するものを添付し，入学手続の期限までに，当該学部等の長に提出しなければならない。ただし，免除の申請をした者については，免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

（徴収の猶予の手続）

第６条の３　入学料の徴収の猶予は，前条の申請に基づき，学部等の長の申し出により，学生委員会において選考の上，学長が許可する。

（徴収の猶予の期日）

第６条の４　入学料の徴収の猶予の期日は，該当者につき，入学年度の６月末日まで，９月末日まで，12月末日まで又は２月末日までの内から定める。ただし，当該末日が，土曜日，日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは，その日前におけるその日に最も近い，休日等でない日とする。

（免除の不許可等の場合の入学料の納付）

第７条　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第６条の２のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。）は，入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

（死亡等による免除）

第８条　次の各号の一に該当する者には，未納の入学料の全額を免除する。

⑴　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち，第６条の規定により入学料の徴収を猶予している期間内に死亡したことにより除籍された者

⑵　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち，前条に規定する期間内に死亡したことにより除籍された者

⑶　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち，納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された者

第３章　授業料の免除及び徴収の猶予

（経済的理由等による免除）

第９条　学部等の学生（科目等履修生，研究生，専攻生等を除く。以下同じ。）のうち，次の各号の一に該当する者には，授業料を免除することができる。

⑴　経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

⑵　授業料の各期ごとの納期前６か月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合には，入学前１年以内）において，学資負担者が死亡し，又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，授業料の納付が著しく困難であると認められる者

⑶　前号に準ずる者であって，学長が相当と認める理由がある者

2　前項第２号及び第３号による免除は，当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料について許可することができる。ただし，当該理由の発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合には，当該期分の授業料

について許可することができる。

（免除の申請）

第10条　前条の規定により授業料の免除を受けようとする者は，授業料免除申請書（様式第5号）に，第3条各号に掲げる書類のうち学長が指定するものを添付し，別に定める提出期限までに，当該学部等の長に提出しなければならない。

（免除の手続）

第11条　授業料の免除は，年度を2期に分けた区分によるものとし，前条の申請に基づき，学部等の長の申し出により，学生委員会において選考の上，学長が許可する。

（免除の額）

第12条　免除の額は，原則として各期分の授業料について，その全額又は半額とする。

（死亡等による免除）

第13条　学部等の学生のうち，次の各号の一に該当する者には，未納の授業料の全額を免除する。

⑴　死亡又は行方不明のため除籍された者

⑵　第8条第3号に該当する者

⑶　授業料の未納を理由に除籍された者

2　学部等の学生のうち，授業料の徴収の猶予を許可されている者が，その願い出により退学を許可された場合には，月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

（徴収の猶予又は月割分納）

第14条　学部等の学生のうち，次の各号の一に該当する者には，授業料の徴収の猶予を行うことができる。

⑴　経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

⑵　行方不明の者

⑶　学生又は学資負担者が災害を受け，授業料の納付が困難であると認められる者

⑷　その他やむを得ない事情があると認められる者

2　前項に規定するもののほか，授業料の免除を申請した者には，授業料の免除を許可し，又は不許可とするまでの間は，授業料の徴収を猶予する。

3　第1項各号に掲げる者に特別の事情がある場合には，授業料の月割分納を許可することができる。

（徴収の猶予又は月割分納の申請）

第15条　前条の規定により授業料の徴収の猶予又は月割分納の許可を受けようとする者（学生が行方不明の場合は当該学生の保証人）は，授業料徴収猶予・月割分納申請書（様式第6号）に，第3条各号に掲げる書類のうち学長が指定するものを添付し，別に定める提出期限までに，当該学部等の長に提出しなければならない。

（徴収の猶予又は月割分納の手続）

第16条　授業料の徴収の猶予又は月割分納は，年度を2期に分けた区分によるものとし，前条の申請に基づき，学部等の長の申し出により，学生委員会において選考の上，学長が許可する。

（徴収の猶予の期日）

第17条　授業料の徴収の猶予の期日は，該当者につき，当該年度の6月末日まで，9月末日まで，12月末日まで又は2月末日までの内から定める。ただし，当該末日が休日等に当たるときは，その日前におけるその日に最も近い，休日等でない日とする。

（月割分納の額及び納期限）

第 18 条　授業料の月割分納の額は，授業料年額の 12 分の 1 に相当する額とする。

2　月割分納の許可を受けた者の授業料の納期限は，毎月 20 日とする。

第 4 章　寄宿料の免除

（風水害等による免除）

第 19 条　寄宿舎に入舎している学生のうち，当該学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け，寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者には，当該災害の発生した日の属する月の翌月から起算して 6 か月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

（免除の申請）

第 20 条　前条の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は，寄宿料免除申請書（様式第 7 号）に，第 3 条各号に掲げる書類のうち学長が指定するものを添付し，学務部長を経て学長に届出しなければならない。

（免除の手続）

第 21 条　寄宿料の免除は，前条の申請に基づき，学生委員会において選考の上，学長が許可する。

（死亡等による免除）

第 22 条　寄宿舎に入舎している学生のうち，第 13 条第 1 項各号の一に該当する者には，未納の寄宿料の全額を免除する。

第 5 章　許可の取消

（許可の取消）

第 23 条　授業料の免除又は徴収の猶予を許可された者は，許可の期間の途中においてその理由が消滅したときは，直ちにその旨を当該学部等の長を経て学長に届け出なければならない。

2　前項による届け出を受理したときは，学長は，学生委員会の議を経て届け出の日からその許可を取り消す。

（許可の遡及取消）

第 24 条　入学料，授業料若しくは寄宿料の免除又は授業料の徴収の猶予の許可の決定後，当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明したときは，学長は，学生委員会の議を経て許可した日に遡及してその許可を取り消す。

附　則

省略

様　式

省略

試験における学生の不正行為に対する措置要項

第１条　授業科目修了の認定に関する試験（追試験，再試験を含む。以下「試験」という。）で不正行為（不正行為のほう助を含む。以下同じ。）をした者に対しては，徳島大学学則第 52 条の規定により懲戒を行うほか，この要項により措置するものとする。

第２条　試験において不正行為をした者に対しては，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修させなければならない。

第３条　試験場内で不正行為をしたと認めた者に対しては，監督者が直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

２　監督者は，前項の措置を行ったときは，速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部長に報告しなければならない。

第４条　前条第２項により監督者から報告を受けた学部長は，不正行為に係る事実を調査し，その結果を教授会の議に付し，その審議の経過及びその結果並びにこれに対する意見を学長に報告しなければならない。

２　不正行為が共通教育の授業科目に該当する場合は，学部長は，速やかに不正行為に係る事実調査の結果を全学共通教育センター運営委員会委員長に通知するものとする。

附　則

省略

気象警報が発令された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により，気象警報が徳島県北部（徳島・鳴門）に発令された場合の徳島大学における授業の休講措置は，次のとおりとする。

１　昼間に開講する授業については，午前７時に「暴風警報と大雨警報」若しくは「暴風警報と洪水警報」又は「大雪警報」（以下「警報」という。）が発令中の場合は，午前の授業を休講とする。午前 11 時に警報が発令中の場合は，午後の授業を休講とする。

２　夜間に開講する授業については，午後４時に警報が発令中の場合は，すべて授業を休講とする。

３　授業開始後に警報が発令された場合は，次の時限以降の授業を休講とする。

４　前３項に定める以外の場合並びに特別な事情がある場合は，学部にあっては各学部長（全学共通教育にあっては全学共通教育センター長），大学院にあっては各研究科長及び各教育部長（以下「各学部長等」という。）が措置を決定する。

５　第１項から第４項までの措置により，休講となった授業の補講については，各学部長等が別に定める。

６　この申合せに定めるもののほか，授業の休講措置に関し必要な事項は，各学部長等が別に定める。

附　則

省略

9 附　　録

徳 島 大 学 の 歌

学 生 会 館 の 歌

徳島大学の歌

日野　裕善　作詞
松本民之助　作曲

♩=ca.96 おおらかに、しかもいきいきと

徳　島　大　学　の　歌

1　眉山にかをる青嵐
うつして清き吉野川
流れにやどす栄光の
ほまれは高き学園に
あゝ青春の夢つどひ
われら世紀の扉をあけむ
称へあれ　称へあれ
わが　徳島大学

2　峰おごそかに仰ぎみる
剣のすがたとこしへに
そびゆる道の遠きこそ
理想の境とあくがれて
あゝ新生の曙を
われらたゆまず延びゆかん
誇りあれ　誇りあれ
わが　徳島大学

3　鳴門にくろく渦なせる
はてなき潮高なりて
まなびの海の千尋にも
真理を求めとどまらじ
あゝ躍進の力みち
われら文化の炬をあげむ
栄あれ　栄あれ
わが　徳島大学

昭和 30 年 2 月全学生・職員より懸賞募集
日野　裕善　作詞（工 学 土 木 2）
松本民之助　作曲（東京芸大教授）

学生会館の歌

若槻　龍児　作詞
吉田　史代　作曲

学　生　会　館　の　歌

1　今明け初(そ)めし朝空に
　　高くそびゆる殿堂よ
自由と自治と友愛の
　　我等が世界ここにあり
道を求むる若人の
　　文化の華ぞここに咲く
我等が誇り学生会館

2　夕闇迫る窓の辺に
　　響く我等が歌声よ
今日一日の学業(わざ)終えて
　　集う我等が青春の
夢美はしく薫るなり
　　若き息吹ぞここに湧く
我等が楽園学生会館

3　今一堂に集ひたる
　　学びの友よ同胞(はらから)よ
明日の日本の行く道に
炬火(あかり)かかぐる人なりと
堅き誓を今ここに
　　共に進まん永遠(とこしえ)に
我等が　絆(きずな)　学生会館

昭　和　36　年　懸　賞　募　集
若槻　龍児　作詞（薬　学３年次）
吉田　史代　作曲（学芸中２年次）

学 生 生 活 の 手 引

平成24年度

平成24年3月発行

編集
発行 徳 島 大 学 学 務 部
〒770－8502 徳島市南常三島町1丁目1番地

一人ひとりの地球温暖化対策

	取組みの例	一世帯当たりの年間 CO_2 削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合　（%）	一世帯当たりの年間節約効果	備　　考
1	冷房の温度を1℃高く，暖房の温度を1℃低く設定する	約 31 kg／年	0.5%	約 2,000 円／年	カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり，着るものを工夫することで，冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。
2	週2日往復8kmの車の運転をひかえる	約 185 kg／年	3.1%	約 8,000 円／年	通勤や買い物の際にバスや鉄道，自転車を利用する。歩いたり自転車を使う方が健康にも良い。
3	1日5分間のアイドリングストップを行う	約 39 kg／年	0.7%	約 2,000 円／年	駐車や長時間停車するときはエンジンを切る。大気汚染物質の排出削減にも寄与する。
4	待機電力を90%削減する	約 87 kg／年	1.5%	約 6,000 円／年	主電源を切る。長期間使わないときはコンセントを抜く。買い換えのときは待機電力の少ない製品を選ぶ。
5	シャワーを1日1分家族全員が減らす	約 65 kg／年	1.1%	約 4,000 円／年	身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにする。
6	風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	約 17 kg／年	0.3%	約 5,000 円／年	洗濯や，庭の水やりのほか，トイレの水に使っている人もいる。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利である。
7	ジャーの保温を止める	約 31 kg／年	0.5%	約 2,000 円／年	ポットやジャーの保温は，利用時間が長いため多くの電気を消費する。ごはんは電子レンジで温めなおすほうが電力消費が少なくなる。
8	家族が同じ部屋で団らんし，暖房と照明の利用を2割減らす	約 240 kg／年	4.1%	約 11,000 円／年	家族が別々の部屋で過ごすと，暖房も照明も余計に必要になる。
9	買い物袋を持ち歩き，省包装の野菜などを選ぶ	約 58 kg／年	1.0%	―――	トレーやラップは家に帰ればすぐごみになる。買物袋を持ち歩いてレジ袋を減らすことも出来る。
10	テレビ番組を選び，1日1時間テレビ利用を減らす	約 13 kg／年	0.2%	約 1,000 円／年	見たい番組だけ選んで見るようにする。
	合　計	約 766 kg／年	13.0%	約 41,000 円／年	―――
	我が国全体での効果	約 34.7 百万トン／年	我が国の温室効果ガス排出量（1990 年）を 2.8%削減。		

（注）一世帯当たりの年間 CO_2 排出量：約 5,900 kg，我が国の世帯数：4,742 万世帯（1999 年），
我が国の乗用車数 4,000 万台

我が国全体での効果の算出方法：自動車の取組（2，3）による削減効果×4,000 万（台）＋その他の取組×4,742 万（世帯）＝ 34.7 百万トン

我が国の京都議定書基準年の温室効果ガス排出量：1,223.8 百万トン

（環境省ホームページより）

A GUIDE TO CAMPUS LIFE

徳島大学は、学校教育法第69条の3第2項の規定による「大学機関別認証評価」
を受け、「大学評価基準を満たしている」と認定されました。（平成19年3月28日）
・認証評価機関：独立行政法人大学評価・学位授与機構